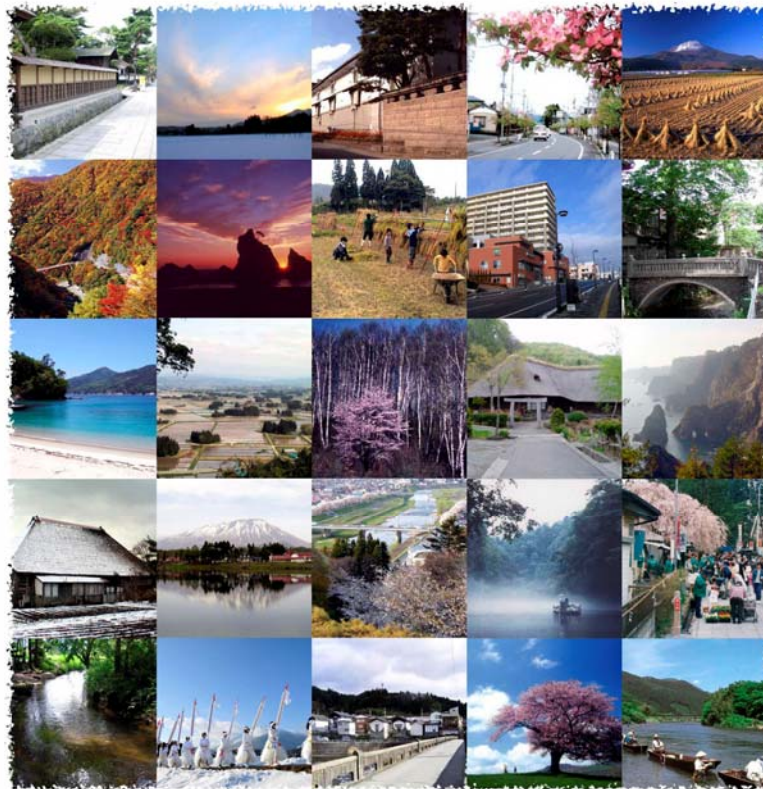


岩手県景観計画



平成 22 年 10 月 15 日 制定
平成 23 年 4 月 1 日 施行
平成 23 年 9 月 13 日 変更
平成 23 年 9 月 26 日 施行
平成 24 年 12 月 7 日 変更
平成 25 年 1 月 1 日 施行
平成 27 年 12 月 25 日 変更
平成 28 年 4 月 1 日 施行
平成 30 年 3 月 30 日 変更
平成 30 年 4 月 1 日 施行

岩 手 県

目 次

第 1 章	基本目標と役割	1
第 1	策定の趣旨	
第 2	良好な景観の形成を推進することによって実現を目指す社会	
第 3	良好な景観の形成のための基本理念	
第 4	各主体の役割	
第 5	本計画の構成	
第 2 章	景観計画区域（景観法第 8 条第 2 項第 1 号）	4
第 1	景観計画区域	
第 2	区域区分	
第 3 章	良好な景観の形成に関する方針（景観法第 8 条第 2 項第 2 号）	7
第 1	目指すべき県の景観	
第 2	岩手の景観を構成する要素	
第 4 章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第 8 条第 2 項第 3 号）	18
第 1	施策の体系	
第 2	届出対象行為	
第 3	景観形成基準	
第 4	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	
第 5	屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限	
第 6	景観重要公共施設整備に関する事項（指定方針等）	
第 7	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	
第 5 章	岩手の景観の継承と更なる創造に向けて （いっしょにはぐくむ「いわて」の景観）	41
第 1	いわて希望景観ガイドライン	
第 2	公共事業等景観形成指針	
第 3	景観資産の登録	
第 4	景観からの地域づくりの推進	
第 5	ひとづくりの推進	
第 6	身の周りの景観に目を向けた暮らし方の提言	
第 6 章	推進体制等	46
第 1	パートナーとの連携	
第 2	計画の評価及び見直し等	

第1章 基本目標と役割

第1 策定の趣旨

私たちのふるさと岩手は、岩手山や陸中海岸をはじめとする多くの美しい自然の風景や平泉文化に代表される歴史的な文化遺産など、素晴らしい景観に恵まれています。また、こうした代表的なものだけでなく、いたるところに、豊かな自然、個性豊かな歴史や文化が映し出す素晴らしい景観があり、そこに住む人々やそこを訪れる人々に潤いや安らぎ、心の豊かさを与えてきました。

岩手らしい景観を一言で言い尽くすのは難しいですが、石川啄木が「おもひでの山 おもひでの川」とうたい望郷の念を抱き続け、宮沢賢治が「理想郷イーハトーヴ」として思いを重ねた故郷であり、見る人に快適さを与えるだけでなく、精神的なものとしてその人が属する地域社会への誇りや愛着となるものです。

この岩手の美しく魅力ある景観は、先人たちが長い年月をかけて自然や歴史的風土との調和を図りながら大切に創りあげてきたものであり、いわば現在及び将来の県民の共通資産です。

しかし、良好な景観は、一度失われてしまうと回復するのが非常に困難なものです。

このことから、県は平成5年に「岩手の景観の保全と創造に関する条例」を制定し、全国的にも早い時期から景観行政に取り組んできましたが、平成16年6月に景観法（平成16年法律第110号）が成立し、地方公共団体にとって景観行政を進める上で法的な後ろ盾ができました。

県内においても景観法に基づく「景観行政団体」として景観計画を定めて景観行政に取り組む市町が誕生するとともに、平泉の世界遺産登録推進の取り組みなど、県民の景観に対する意識の高まりが見られます。

そこで、県が県土全体についての目指すべき岩手らしい景観像を提示しながら、市町村、事業者、県民と連携・協働し、美しく風格ある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るために、景観法第8条第1項に基づく計画として、岩手県景観計画を定めます。

第2 良好な景観の形成を推進することによって実現を目指す社会

私たちは、良好な景観の形成を、次の地域社会を実現するために推進します。

1 自らの地域に誇りや愛着を持てる地域社会

良好な景観を形成することにより、一人ひとりが、身の周りの景観を美しく魅力あるものとして感じ、地域をかけがえのないものとして認識することができるよう、自らの地域に誇りや愛着を持てる地域社会の実現を目指します。

2 文化的な豊かさを感じることができる生活環境

良好な景観を形成することにより、日々の生活に潤いと安らぎをもたらし、次の世代を担う子どもたちを情操豊かに育てていくことができるよう、文化的な豊かさを感じることができる生活環境の実現を目指します。

3 活力ある地域社会

良好な景観を形成することにより、生活環境の質を高め、岩手のイメージを国の内外で高めるなど、「住んでよいまちは、訪れてよいまち」を目指し、観光産業の振興や交流人口の増加による地域経済の活性化につなげていけるよう、活力ある地域社会の実現を目指します。

第3 良好な景観の形成のための基本理念

良好な景観の形成を推進することによって目指すべき社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とし、景観行政を進めていきます。

- 1 良好な景観は、県民共通の資産として、現在及び将来の県民が享受できるように整備及び保全を図る必要があります。
- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、これらの調和に配慮しながら、その整備及び保全を図る必要があります。
- 3 良好な景観は、地域固有の特性と密接に結びついているものであることから、地域住民の意向を踏まえ、地域固有の特性を尊重し、個性や特色を伸ばせるよう、多様な形成を図る必要があります。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を果たすものであることから、地域の魅力の向上と活性化に繋がるよう、県、市町村、事業者及び県民の適切な役割分担と協働の下、一体的な取組をする必要があります。
- 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創りあげていくことも含むものであることを旨として、進めていく必要があります。

第4 各主体の役割

良好な景観の形成のためには、県や市町村等の行政だけではなく、様々な主体が参画し、適切な役割分担と協働の下、積極的に取り組む必要があります。それぞれの主体がどのような役割を担うのか、あらかじめ明らかにすることで、この参画と協働による良好な景観の形成を図ります。

1 県

- (1) 景観法に基づく景観行政団体として、また、県全体の良好な景観の形成が整合的に行われるよう県域全体の良好な景観の形成の方向性と将来像を示し、市町村間の調整を行うとともに、自ら広域的かつ先導的に良好な景観の形成に取り組みます。
- (2) 市町村への情報提供や助言を行い、市町村が行う良好な景観の形成に関する施策を支援します。
- (3) 良好な景観の形成に関する県民、事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援をします。

2 市町村

住民に最も近く、地域の状況を的確に把握している行政主体として、その市町村の特性に応じた良好な景観の形成に取り組むよう努めるものとします。

3 事業者（建築物の建築等、景観に影響を与える開発等の行為を行う者）

自らの事業活動が地域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動を行うに当たっては、地域の景観に配慮するとともに、県及び市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策や、地域の住民やNPO等が行う良好な景観の形成に関する取組を理解し、協力するよう努めるものとします。

4 県民

- (1) 良好な景観は県民一人ひとりの日常の行為の積み重ねから創られていくことから、地域の景観に関心を持ち、自らが魅力ある景観を形成する主役であるとの認識のもと、県民の共通資産である良好な景観の保全に努めるとともに、新たな価値の創造に向けて自らができることを主体的

に取り組むよう努めるものとします。

(2) 県や市町村が行う良好な景観の形成に関する施策に協力するものとします。

第5 本計画の構成

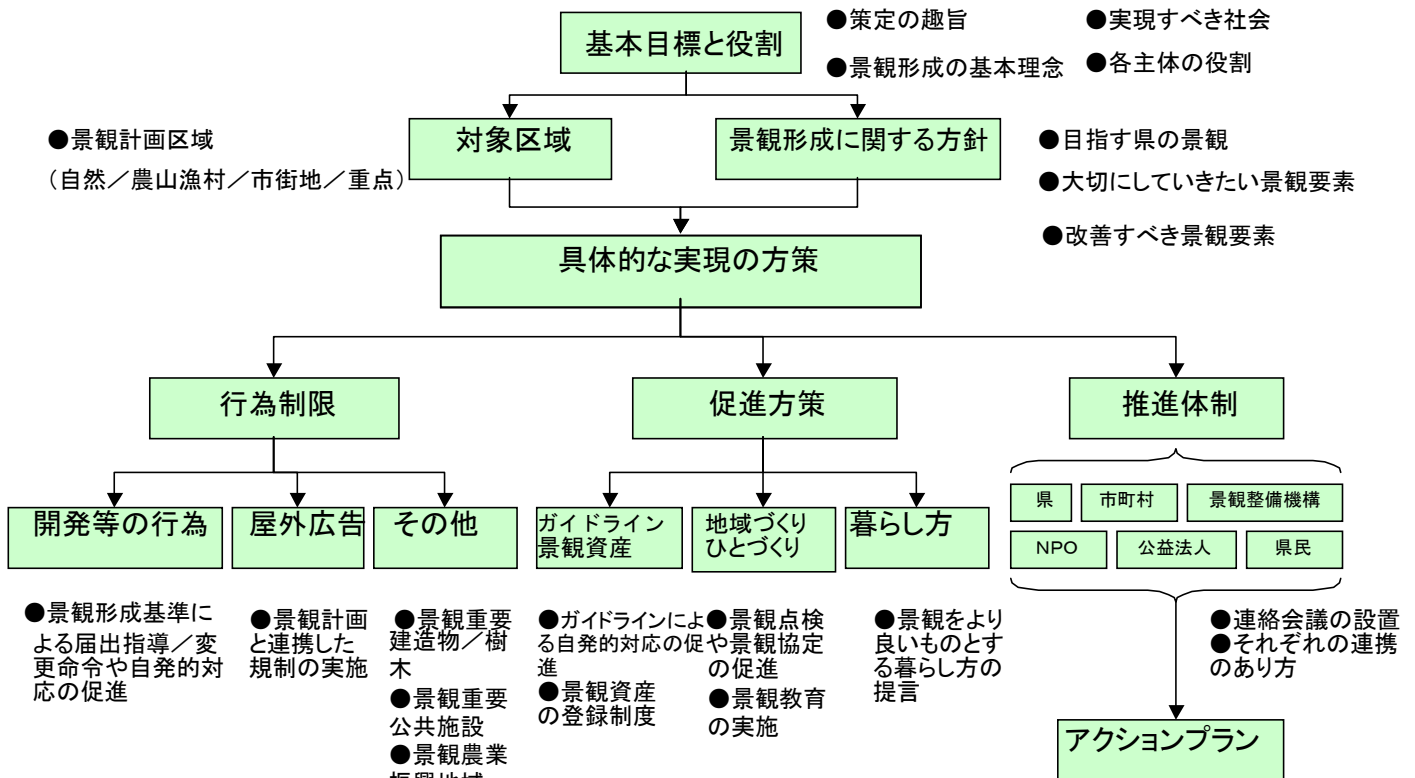
本計画は、第1章で、策定の趣旨、実現を目指す社会や理念など、良好な景観を形成するための基本目標と役割を提示しました。

また、第2章から第4章までは、県が景観行政団体として景観法を活用した施策を実施するための景観計画の区域や、当該区域において良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を景観法に基づき定めています。

また、第5章及び第6章は、景観法を活用した施策とあわせて県が景観行政に取り組む施策（条例等に基づくものも含む。）を提示するとともに、推進体制について定めています。

本計画は、県全体の良好な景観の形成の方向性と将来像を示すものです。したがって、景観行政団体である市町村間、又は景観行政団体である市町村と景観行政団体になろうとする市町村間の広域的な調整を行う指針としての役割を持つものであり、かつ、景観行政団体ではない市町村においても当該市町村の特性を活かした良好な景観の形成を行う際の指針としての役割を持つものです。

本計画の構成



第2章 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）

第1 景観計画区域

本計画が適用される範囲は、岩手県の全域を景観計画区域（中核市である盛岡市及び景観法第7条第1項ただし書の規定により景観行政団体となった市町村の区域を除きます。）とします。

第2 区域区分

景観計画区域内を、景観上の特性が異なる区域に区分し、特性に応じた良好な景観の形成を図ります。

1 一般地域

2の重点地域を除く全域を一般地域とし、次の地区を定めます。（別図参照）

(1) 自然景観地区

主として山岳や海岸等、人為的な利用が少なく、自然の景観特性を有する地域等

(2) 農山漁村景観地区

主として農林水産業等の一次産業によって形成される農山漁村の景観特性を有する地域等で、次に掲げる区域とする。

ア 平成28年4月1日時点で都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき定められた都市計画区域において用途地域が定められている区域のうち、同月2日以降、用途地域の指定の無い区域に変更となる区域

イ 平成28年4月1日時点で建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき指定されている屋根不燃区域のうち、同月2日以降、屋根不燃区域から除外される区域

ウ その他、農山漁村の景観特性を有する区域とすることが適当と認められる区域

(3) 市街地景観地区

主として商工業施設や住宅等によって形成される市街地の景観特性を有する地域等で、次に掲げる区域とする。

ア 平成28年4月1日以降都市計画法に基づき定められた都市計画区域において、用途地域又は臨港地区が定められる区域

イ 平成28年4月1日以降建築基準法に基づき指定される屋根不燃区域

ウ その他、市街地の景観特性を有する区域とすることが適当と認められる区域

2 重点地域

県を代表する自然景観を持つ岩手山麓・八幡平周辺の地域を岩手山麓・八幡平周辺重点地域とし、次の地区を定めます。（別図附属図参照）

(1) 山岳景観保全地区

主として岩手山を中心とする山岳部で、良好な眺望景観の対象となる地域等

(2) 山麓景観形成地区

主として山岳景観保全地区と一体的に眺望される裾野の地域等

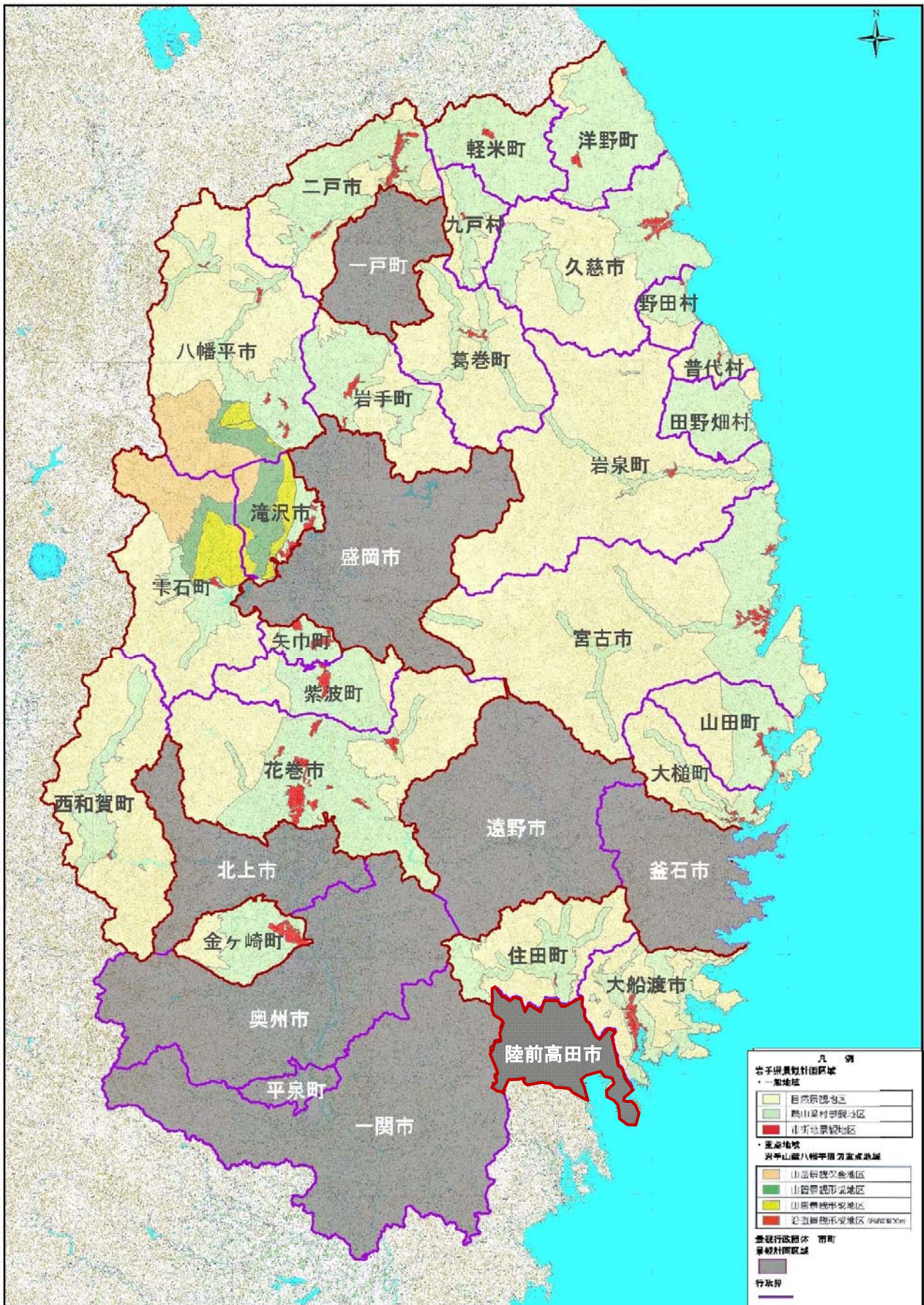
(3) 田園景観形成地区

主として岩手山や八幡平の眺望の前景を構成する重要な景観として、美しい田園景観の特性を有する地域等

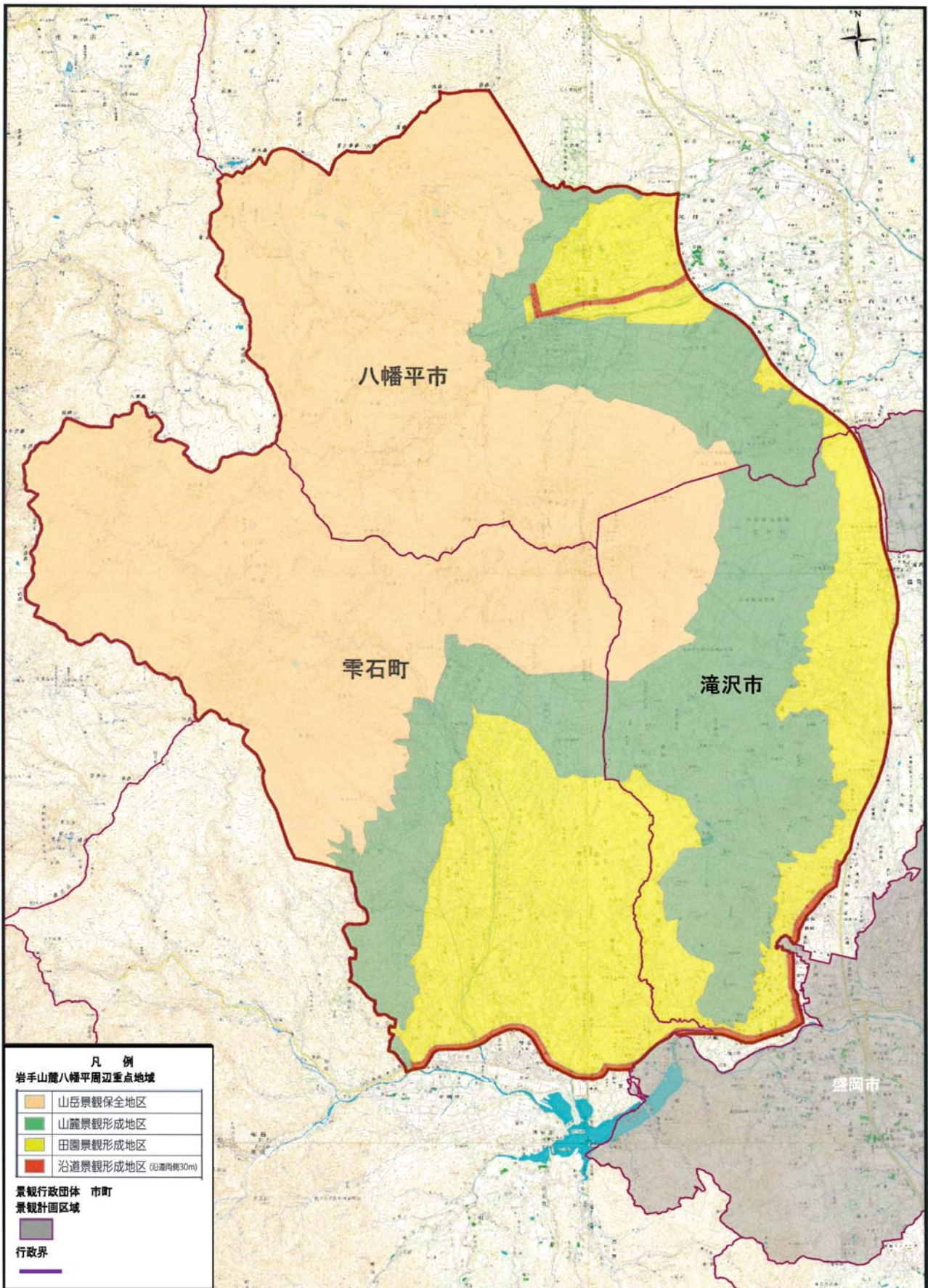
(4) 沿道景観形成地区

主として岩手山や八幡平の良好な眺望が得られる地点として、岩手山や八幡平の眺望を確保し良好な沿道景観特性を有する地域等

【参考図】別図 (岩手県景観計画区域)



【参考图】別图附属图 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域)



第3章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項）

良好な景観の形成に向けて、その目標となる姿や、保全、活用、改善を行うべき景観の要素を、景観を形成するそれぞれの主体間で共有するため、次のとおり定めます。

第1 目指すべき県の景観

景観は、県、市町村、事業者及び県民のそれぞれの主体の取組や行為によって形成されていきます。このため、それぞれの主体が共に目指すべきあるべき姿としての良好な景観の形成の目標像を、次のとおりとし、この目標像に沿った景観の形成を参画と協働によって進めていくこととします。

1 基本となる目標像

県土の基本となる良好な景観の形成のための目標像を次のとおりとします。

(1) 自然との共生

岩手の豊かで美しい山、川、海によって形成された自然との共生を感じることでできる良好な景観の形成を目指します。

(2) 活力と潤いのあるいきいきとした生活環境

日常生活の中の身近な環境を、活力と潤いのあるいきいきとしたものとして感じることでできる景観の形成を目指します。

(3) 歴史と文化の継承

地域の歴史と文化が、今に引き継がれている姿を感じることでできる景観の形成を目指します。

2 地域別目標像

広大な県土は、それぞれの地域において多様な特色ある景観が形成されており、この特色を生かしながら、さらに発展させていくことを目的に、基本となる目標像（上記1）に掲げた目標像を基本としつつ、地域ごとに目指すべき景観のあり方を次のとおりとします。

(1) 一般地域

◎ 自然景観を有する地区

岩手の雄大で美しい自然景観をしっかりと保全するとともに、それと共生する人々の生活の姿を文化として感じることでできる景観の形成を目指します。

岩手の雄大で美しい自然景観は、その姿を今後もしっかりと保全することが重要となります。

自然景観の中での人工物は、周囲との調和が難しく、自然景観の美しさよりも、調和しないものの方が見る人に強く印象を与えてしまいます。特に、送電線や電柱等の人工物やゴミ、廃棄物等は、自然景観の中では、その他の地域より、強い違和感を持って捉えられがちです。

このため、自然公園法や自然環境保全法等の法制度を活用し、雄大で美しい自然景観を適切に保全するとともに、周囲の人工物については、それと調和させる取組を推進することが必要です。

さらに、単に美しい景観を保全するのではなく、地域の生態系本来の姿を保全することにも配慮することが必要です。

◎ 農山漁村景観を有する地区

【農村景観を有する地区】

田園地帯に広がる散居集落と、四季の移ろいによって変わる水田風景をはじめとする岩手の景観イメージの基調であり、これを守り育てることで、住む人が暮らしの文化を引き継ぎ、県民や来訪者が「心のふるさと」と感じられる景観の形成を目指します。

散居集落などの高い評価を得ている農村景観が多くある一方で、そこに暮らしている人を含めて、必ずしも地域住民に価値が十分意識されていません。そのため、住宅新築等により既存建築物とは調和しない景観が形成され、また、屋敷林（エグネ・イグネ）の伐採、農業資材等の放置、周辺の景観と調和しない形態や色彩の農業施設、耕作放棄やミニ開発等、様々な要因によって景観が大きく変化しています。

しかし、田園地帯に広がる散居集落と、四季の移ろいによって変わる水田風景をはじめとする農村景観は、岩手を代表する魅力の一つであり、これからも様々な努力によってこれを守り育てることが必要です。

【山村景観を有する地区】

伝統的な建築物や高原風景、炭焼き等の地場産業等、他地域では少なくなった景観が数多く残されており、そこに暮らす人々が岩手の自然と共生する姿を感じられる景観の形成を目指します。

農村と同様、山村景観においても、住宅新築等による既存建築物との不調和や屋敷林（エグネ・イグネ）の伐採、農業資材等の放置、周辺の景観とは調和しない農業施設や耕作放棄等で大きく景観が変化してきました。

また、林業を取り巻く困難な状況により、手入れの行き届いた里山の風景は減少しました。例えば、木材の搬出路を作るための切土により、赤い地肌が目に入るようになり、これらは周辺の景観が美しいものであればあるほど、強い違和感を与えています。

しかし、一方で、高原風景や、伝統的な建築物、山を^{なりわい}生業の場とする人たちの炭焼き等に代表される、他地域では少なくなりつつある景観が豊富に残されており、地域の魅力を更に高めることができる景観資産としての活用が期待されます。

【沿岸（漁村）景観を有する地区】

広々とした太平洋と、岩手に特有なリアス式の海岸美等の優れた景観をしっかりと保全するとともに、海での生活の営みを感じられる景観の形成を目指します。

変化に富み、入り組んだ海岸線を持つ南三陸のリアス式海岸（沈降性海岸）と、断崖が続く北三陸の雄大な隆起性海岸は、その大部分が国立公園に指定され、日本を代表する景観として、有数の観光地となっており、地域ごとに継承された特色のある海との生活が生み出す素朴な姿を随所で見ることができます。

ほとんどの地域が、国立公園に隣接するという地理条件から、公園の入り口として自然との調和を図りながら、漁業を営む人たちが、海と共生する力強い営みを感じられる景観の形成が重要です。

◎ 市街地景観を有する地区

【昔ながらの市街地景観を有する地区】

(昔ながらの面影が一部に残る商店や住宅等が混在したまち並み)

地域の生活の歴史を形に残したまち並みの姿を大切にしながら、そこに住み、まち並みを守り育てていく人々の暮らしが見える景観の形成を目指します。

県内にある昔ながらの市街地は、城下町や街道筋の宿場町として形成されたものが大部分を占めており、町家等の景観資産が残る一方で、老朽化等で従前の形態を維持していくのが困難な状況にあります。駐車場の設置や住居の建替え、マンションの建設等によってまち並みの連続性が途切れたり、新たな開発事業者による建築物によって、まち並みの統一感が失われつつあるのが現状です。

また、中心市街地の商店街では、いわゆる「シャッター通り」化や、閉店した商店の看板が放置されることで、見る人にも寂しい印象を与える状況も見受けられます。

最近、このような市街地の町家等に注目が集まっていますが、昔ながらの市街地の景観は、単に古いものを残すということを目指すのではなく、歴史を形に残したまち並みの中で、そこに住み、そのまち並みを守り育てていく人々のいきいきとした暮らしが見える景観の形成を目指すべきで、このような景観を、地域の魅力として活性化にもつなげていくという観点での取組の展開が必要です。

【新市街地景観を有する地区】

(新たに開発された市街地や、バイパス沿いに大型店舗等が集まって形成されたまち並み)

新しい街としての活力を感じさせながらも、全国共通で見られる画一的なまち並みではなく、背後に垣間見ることのできる山並み等、豊かな自然等の周辺の景観と調和した、岩手らしさを持った新市街地景観の形成を目指します。

新市街地等の景観は、巨大な看板や、派手な色彩、照明等、過剰ともいえるデザインが道路沿いに連続し、更に競い合うように奇抜なデザインの集客施設が作られていく傾向にあります。また、道路幅員や交通量、建物規模に反比例して、緑が少なくなる傾向にあるため、潤いがない景観となりがちです。

加えて、全国展開のチェーン店等のコーポレートカラー（企業や団体等の組織を象徴する色）で彩られたまち並みは、岩手の地域性、個性を失わせつつあり、一方、最近では、大型商業施設の撤退による景観への影響も懸念されています。

新市街地等の景観は、新しいまちとしての活気を感じさせるまち並みでありながらも、全国どこでも見られる画一的なものではなく、豊かな緑等、周辺の景観と調和した、岩手らしい景観の形成を目指す必要があります。

【ニュータウン等の住宅地景観を主に有する地区】

(新たな都市として開発された、一定のまとまりを持った住宅地等)

それぞれの住宅が、個性を保ちつつも、周辺の景観と調和した、活力と潤いのある生活空間としての景観形成を目指します。

開発当初は、建築協定等一定のルールによって建てられながら、時の経過の中で、それぞれの都合や嗜好が優先され、協定等によるルールを維持できなくなった結果、景観に対する配慮が足りない状況が生じています。住宅の機能性や快適性を求め、その向上に努める際は、個人的な視点にのみとられることなく、周りの景観にも目を向け、自分の住宅も地域の景観を構成しているという意識を持って暮らすことが求められています。

緑化の取組によるまち並みの形成等、景観の魅力を高めていくことは、結果的に、そのまちに住むことへの価値を高め、地域ブランドになっていくと言われていています。個性を保ちながらも、自分の住宅も景観の重要な要素であることを認識して、活力と潤いのある生活空間の形成を、それぞれができる範囲で実践していくことが、今、特に求められています。

(2) 重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域)

これまで、「岩手の景観の保全と創造に関する条例」により、景観形成重点地域として指定し、良好な景観の形成に努めてきましたが、これからも良好な景観の形成に特に力を入れながら雄大な自然や地域特性と調和した統一感のある景観の形成を図る必要があります。

◎ 山岳景観保全地区

【岩手山を中心とする山岳部の景観を有する地区】

岩手山等が直接の眺望の対象となるため、基調となる自然景観を保全するよう配慮し、自然景観の保全を目指します。

十和田八幡平国立公園に代表される豊かで変化に富む自然は、この地域の特徴であると同時に、多くの人々を魅了する重要な景観資産となっています。このため、将来にわたって優れた自然に親しむことができるよう、自然景観の保全を図るとともに、自然と調和のとれた景観の形成を図ることが必要です。

◎ 山麓景観形成地区

【山岳部と一体的に眺望されるすそ野の景観を有する地区】

自然景観の保全とともに、岩手山や八幡平の自然に親しむことのできる魅力を持った拠点の景観形成に配慮していくことが必要であり、他の地域からの眺望の対象であることに留意するとともに、豊かな自然と触れ合うことができるよう自然と調和した景観形成を目指します。

岩手山や八幡平は、山麓やその周辺の多くの場所から眺望され、その特徴的な姿は、本県の代表的な景観の一つとなっています。また、岩手山や八幡平の裾野は、豊かな自然環境に恵まれ、憩いの場として人々に親しまれ、この地域全体を印象付ける重要な要素となっています。このため、周辺からの岩手山や八幡平への眺望の保全を図ることが必要です。

◎ 田園景観形成地区

【岩手山や八幡平周辺の田園景観を有する地区】

岩手山や八幡平を背景とする美しい田園景観の形成に配慮し、田園景観と調和する景観形成を目指します。

岩手山や八幡平の周辺に広がる田園は、岩手山や八幡平の山容と調和した良好な景観となっています。この地域では、田園も広がるのどかな農村、その背後の豊かな自然、さらに後方の岩手山や八幡平が調和した雄大な眺望となっています。

このため、農地、集落等が一体となって自然と調和した美しい田園の景観の形成を図ることが必要です。

◎ 沿道景観形成地区

【岩手山や八幡平の沿道景観を有する地区】

岩手山や八幡平の眺望を確保しつつ、良好な沿道景観が形成されるよう配慮していく必要があり、眺望の確保に努めるとともに、自然の保全、景観と調和する施設等の整備、修景等による沿道景観の形成を目指します。

岩手山や八幡平の主要な道路には、岩手山や八幡平の雄大な自然や四季折々の変化に富んだ眺望が得られる場所が多くあります。

このため、岩手山や八幡平の眺望を確保しながら、良好な沿道の景観の形成を図ることが必要です。

第2 岩手の景観を構成する要素

「目指すべき岩手の景観」という目標像の実現に向けた取組には、保全すべきものは保全し、改善すべきものは率直にその必要性を認めて改善していく姿勢を保ち続けることが必要です。

このような趣旨から、岩手の景観を構成する要素を、特に大切にしたいものと、改善すべきものの二つに整理し、目標像の実現への足がかりとして提示します。

1 特に大切にしていきたい景観要素

岩手を構成する景観要素のうち、日常生活の中で、当たり前の景観としてその価値が十分意識されないままとなっているものを中心に、目指すべき県の景観（前記第1）に規定した目標像の実現のために改めて大切にしていけるべき景観の要素を、次のとおり整理します。

(1) 各地区共通のもの

◎ 緑豊かな山並みと清らかな水をたたえた川や海

県内は、奥羽山脈と北上高地による山並みの中に、北上川や馬淵川、閉伊川等の川によって平地がつくられ、それに沿って道とまち並みが形成されています。雄大で緑豊かな山並みと清らかな水をたたえた川や海は、全ての地域で日常のものとなっており、その価値が見過ごされやすいのですが、自然との共生の姿を端的に表し、潤いのある生活環境を実現していく上で、重要な役割を果たしています。

岩手が全国に誇りをもって紹介できる景観であり、改めてその価値を評価することが求められています。

◎ 季節と人々の営みによって変化する自然、農山漁村、市街地の姿

県内の景観は、四季と、それに合わせた人々の営みによって、刻々と変化します。

例えば、水田景観は、冬の雪景色から、春に向かって水が張られ、その後、植えられた稲の生長に合わせて、緑から黄金色に変化します。秋に刈り取られた後は、土の色を基調に稲掛けがされる等、周辺の自然景観の変化とあいまって、豊かな情趣をかもし出します。

このような四季の移ろいと、それにあわせた人々の営みによって変化する景観は、県内の至るところで個性豊かに見られ、自然と共生しながら、歴史と文化を継承する姿を見る人に感じさせてくれます。

◎ 豊かな緑や花々

県内は、周囲の山並みだけではなく、個人の庭や道端、田畑や果樹園等の様々な場所で、木々の緑や花々を見ることができます。春の若葉や色とりどりの花、夏のいきいきとした枝葉の姿、秋の紅葉、冬の寒さに耐える凜とした梢等、季節ごとにその姿を変えながら、日々の生活に季節ごとの潤いを添えてくれます。

◎ 地域の産業によって形成された産業景観

地域の産業によって形成された産業景観は、近年、その評価が高まってきました。県内でも、個性豊かな産業景観を各地で見ることができます。

これらの景観は、その景観を創り出した産業によって、伝統的なものや近代化の時代を感じさせるもの、現代の活力ある姿を感じさせるもの等、様々ですが、景観の魅力を高め、場合によっては、観光資源としても活用が可能です。今後、適切に評価するとともに、更に新たな魅力を発見し、高めていくことが必要となっています。

◎ 景観の魅力を高める建物や橋、道等

建物や橋、道等は、人々の生活を支える重要な基盤ですが、大きな構造をとる場合が多く、適切な意匠によりに建設されなければ、景観の阻害要素となる可能性がある一方で、県内には、景観の魅力を高めているものや、地域のシンボルとなって住民に愛されているものが少なくありません。

これらは、最近になって新たに評価され始めたものや、近年、建設されたものもあり、決して、伝統的なものや昔ながらのものが全てではなく、今後より一層、身の周りの建物や橋、道等の魅力を発見し、皆でその価値を高めると共に、新たなものをつくる際の参考とすることが、美しく魅力ある県土の実現を可能とします。

◎ 美しい夜空

都市部の夜間の暗闇が失われる一方で、未だに、県内の多くのところで、空を見上げれば、澄み切った空気の中に、月空や星空を見ることができます。美しい夜空は、見る人の心を癒し、岩手の自然の豊かさを感じさせるとともに、そこに住むことへの喜びを与えてくれるものであり、今後も大切にしていくとともに、残念ながら一旦失われた美しい夜空を取り戻すための取組も必要となっています。

◎ 地域の祭りや市日等、地域性豊かな賑わい

県内各地には、様々な地域の祭りや市日等の風習が伝わっており、古くから、県内のみならず国の内外で、個性豊かなものとして、その価値が評価されてきました。それらは、見る人に歴史と文化を継承する姿を感じさせてくれるとともに、その地域の活力を高めてくれるものとして重要な役割を担っています。少子高齢化や過疎化等、様々な課題がありますが、次の世代へこれを伝えていくことが特に求められています。

◎ 寺社や仏閣等の信仰の場

信仰対象としての寺社仏閣や、道端にたたずむ石像や石碑は、地域の歴史と文化を感じさせるとともに、信仰を寄せる人たちの敬虔さを伝えてくれ、岩手の景観にとって、欠かすことのできない要素となっています。

◎ 歴史を超えて存在する樹木

長い歴史を感じさせる樹木や、地域のシンボルとして親しまれている樹木、街路樹等は、生活環境に潤いを与えてくれる上で、重要な景観の構成要素です。特に桜等は、住民の憩いの場として親しまれ、観光資源となっているものも少なくありません。あまりにも身近すぎるため、失ってその魅力に気づく場合もあります。その価値を改めて適切に評価し、今後も大切にしていけることが必要となっています。

(2) 主に自然景観を有する地区におけるもの

◎ 重なりあう尾根や清冽な流れ

奥羽山脈と北上高地によって形成された、どこまでも連なる緑豊かな山並みを、人工物をほとんど目にすることなく見ることができるのは、岩手の自然景観の魅力ある姿の一つです。

また、県内には、清冽な水が流れる溪流が各地にあり、そのほとんどは、周辺に暮らす人の生活と共にあります。

これらの景観は、県内の豊かな自然の奥深さ、懐の大きさを印象づけるとともに、それと共生する姿を見る人に伝えてくれます。

◎ 変化に富む海岸線

リアス式海岸（沈降性）や隆起性海岸からなる変化に富む海岸線は、国立公園にも指定され、古くから岩手を代表する観光地や名勝として、高い評価を得ています。

この雄大でありながら、繊細な自然美は、重なり合う山々や清冽な流れとともに、岩手の豊かな自然の奥深さや懐の大きさを感じさせてくれ、岩手の景観のイメージを高める重要な役割を果たしています。

(3) 主に農山漁村景観を有する地区におけるもの

◎ 田園と散居集落、屋敷林（エグネ・イグネ）と農業を営む人々の姿

四季折々の田園景観を基調に、屋敷林（エグネ・イグネ）に囲まれた家々が、適度な距離を保って散在する散居集落と、農作業をする人々の姿は日本の原風景であると高い評価を得ています。

しかしながら、県内随所にある散居集落等の価値については、更に、正しく認識していかなければならない状況にあります。

これらの景観は、自然と共生する岩手の暮らしの姿を端的に表し、また、ふるさとを感じさせることで、日常生活に活力と憩いをもたらしてくれるものであり、大切にしていけることが求められています。

◎ 伝統的な形態を残す水田や畑

近年、棚田に代表される水田景観を再評価しようという全国的な動きが高まっています。

県内には、伝統的な形態を残す水田（堰や堤等の用排水施設も含まれます。）が、山間部を中心に残っており、自然に働きかけながら、自然とともに生活してきた姿を見る人に感じさせ、原風景としての癒しを与えてくれます。

今後もこの姿を維持していくためには、耕作者だけではなく、行政も含めて、様々な主体の参

画と協働によって、次の世代に伝えていくことが重要です。

◎ 広々とした高原牧野と放牧の姿

奥羽山脈や北上高地の中には、広々とした高原の畑や、牧野がひろがり、そこで働く人たちが、放牧されている牛や馬の姿を見ることができます。これらの景観は、自然と共生する岩手の人々の営みを感じさせるとともに、見る人の心に安らぎをもたらしてくれます。

◎ 山ひだに囲まれた山村の生活風景

山ひだに囲まれた山村の生活風景も、「心のふるさと」を感じさせてくれる景観として、未永く大切にしていきたいものの一つです。例えば、炭焼きの煙が、地形の起伏に沿ってたなびく様子は、その生活の営みとともに、岩手の厳しい自然と向き合いながら、山に暮らす伝統と文化を感じさせてくれます。このような景観は、他にも様々あり、今後も岩手の魅力を更に高めていくものとして、適切にその価値を見出していくことが重要です。

◎ 原風景を演出する茅葺等の伝統的建築物

県内に数多く残る茅葺等の伝統的建築物は、見る人に郷愁を与えてくれます。また、中には、曲屋や芝棟のように岩手に独特のものとして民俗的な価値が高く評価されているものも少なくありません。一方で、この景観は、個人で維持することの困難さから、博物館等の特別な場所で保存される対象となることが多く、実際の生活の場としての機能を失いつつあります。

茅葺等の伝統的建築物は、岩手の風土の中で、実際の生活と共にある姿が、本来の魅力が生かされるものであり、今残っているものをできるだけ守り伝えていくことも重要です。

◎ 起伏豊かな海岸線と紺碧の海

沿岸部では、起伏に富んだ海岸線が続き、日の光にきらめく紺碧の海を、深緑の山並みとともに見ることができます。また南部では、湾一面に広がる養殖イカダを目にすることができ、この景観は、雄大な自然である海と共に生活する姿として、岩手の海の豊かさと活力を感じさせてくれます。

◎ 港と船、漁業を^{なりわい}生業とする人々の活気

海沿いまで迫る山並みを背景として、港と船、漁業を^{なりわい}生業とする人々の活気が創り出す景観は、沿岸の観光産業を支える上でも、重要な要素となっています。

また、夜の海に揺らめく漁火や海に照らし出される港の灯りは、幻想的な雰囲気をかもし出す特筆すべき景観であり、改めて評価し大切にしていけることが求められています。

(4) 主に市街地景観を有する地区におけるもの

◎ 城下町、宿場町や港町等の歴史の面影を残したまち並み

岩手のまち並みは、それぞれの成り立ちを持ち、他の多くの都市が戦災や高度成長で失った歴史の面影を未だに色濃く残しています。様々な成り立ちと歴史の雰囲気を感ずることのできる景観を、地域の文化として大切にしていけることが必要です。

◎ 地元の職能集団や地場産品が創りあげた個性あるまち並み

気仙大工等の職能集団や、天然スレート、軽米煉瓦等をはじめとする地場産品によって創られたまち並みは、他の地域にはない特有の景観を形成しています。これらは、地域固有の文化や伝統を感じさせる重要な景観要素です。

◎ 湯煙がただよう温泉街のまち並み

県内には、山間部や、湖畔、田園・丘陵地の中等、様々な地域で温泉街が形成されています。

これらの景観は、歴史と文化の姿を宿すとともに、たなびく湯煙やゆったりとした雰囲気は、日常生活に癒しや潤いを与えるなど、観光資源としても重要です。それぞれの地域での魅力や特徴を生かした形で、大切にしていけることが必要です。

(5) 県を代表する優れた自然景観を有する地域におけるもの（岩手山麓、八幡平周辺地域）

◎ 岩手山を中心とする山岳部

岩手山を中心とする山岳部の大部分は、十和田八幡平国立公園内にあり、良好な眺望景観の対象となっており、駒ヶ岳等の山岳も岩手山から連続して眺望されます。

このように、岩手山等が直接の眺望の対象となるため、基調となる自然景観を保全するよう配慮していくことが必要です。

◎ 岩手山を中心とする山麓

山岳と一体的に眺望されるすそ野の地区で、スキー場、ペンション等のリゾート施設が点在し、岩手山や八幡平の自然と触れ合う場となっており、自然景観の保全とともに、岩手山や八幡平の自然に親しむことのできる魅力を持った拠点としての景観の形成に配慮していくことが必要です。

◎ 岩手山や八幡平周辺の広大な田園地帯

岩手山や八幡平周辺の広大な田園地帯は、岩手山や八幡平の眺望の前景を構成する重要な景観となっています。岩手山や八幡平を背景とする美しい田園景観の形成に配慮していくことが必要です。

◎ 岩手山や八幡平周辺の沿道

当地域内の主要な道路は、岩手山や八幡平の良好な眺望が得られる地点であるとともに、岩手山麓や八幡平のイメージを感じることができるようになっています。

岩手山や八幡平の眺望を確保しつつ、良好な沿道景観が形成されるよう配慮していくことが必要です。

2 改善すべき景観要素

県内には、国の内外に誇れる景観が多くある一方で、更により良い景観を形成するため、改善が必要と思われるものも少なくないのが現状です。

これらの中には、望ましい姿と言えなくとも、社会生活に必要な不可欠なものとして認められてきたものもあります。また、直ちに改善の難しいものや、場合によっては景観を後回しにしても、整備する緊急性の高いものであったことも事実です。しかしながら、インフラ等の社会生活の基盤が一定程度整い、心の豊かさの価値観が社会的に高まってきた中で、改めて景観の現状に目を向けて、必要な改善のための具体的な対応を考えることが求められています。

◎ 周辺の景観と調和しない形態意匠の建物等

建築物や工作物は、良好な景観の形成にとって特に大きな存在となります。県内には、魅力ある建築物や工作物が数多くある一方で、周辺との調和を損ない、景観の魅力を阻害しているものも少なくありません。

その原因は、位置や高さ、形、色、素材と様々ですが、周辺の地域に調和するよう配慮し、考えることが強く求められています。建築物は、自分のものである一方で、地域社会の景観を構成する重要な要素でもあることを踏まえ、周辺の景観の魅力を高めるよう行動することが必要です。

◎ 廃屋や撤去されずに放置された工作物（屋外広告物）等

廃屋や撤去されずに放置された工作物は、荒廃した印象を見る人に与え、景観の阻害要因となります。近年では、特にも、工場や集客施設等が閉鎖された後、撤去されずに放置されたままとなり、景観を阻害している事例が増えています。

管理することが困難であるもの、不要となったものは、速やかに撤去するなど、地域の良好な景観の形成に努めることが重要です。

◎ 景観を阻害する電柱や道路上にはりめぐらされた電線類等

電柱や空を被うように道路上にはりめぐらされた電線類等は、市街地だけではなく、自然や農山漁村景観の中でも、景観の魅力を阻害する存在となっています。現在、無電柱化の取組が市街地を中心に一部の地域では行われていますが、電柱の高さや電線の数は、需要に応じて年々増加する傾向にあり、県内の様々な地域に大切にしたい景観がある中で、十分な配慮が行われているとはいえない状況です。電柱や電線は、社会生活を支えているものであり、容易に解決することは難しいものですが、各種の技術的工夫や改善によって、取組を着実に推進することが必要です。

◎ 携帯電話中継基地

携帯電話中継基地は、近年、急速にその数を増やし、また、より高く、大型のものも現れて、周囲の景観に影響を与えています。電柱等と同様、現代の社会生活を支えているものであり、容易に解決することは難しいものですが、立地される周辺の景観に応じた各種の工夫によって改善の取組を図ることが必要です。

◎ 野立の自動販売機

野立の自動販売機は、利用者にとって利便性が高い一方で、設置場所や色調が、景観を阻害しているとの指摘があり、設置される周辺の景観に応じて、場所や色彩の検討、さらには被覆等、十分な配慮を行うことが求められています。

◎ 周囲と馴染まない色彩や意匠の屋外広告物

広告物は社会生活を営む上で必要な情報を提供し、街の活気の演出や魅力を高める重要なものですが、場所と意匠によっては、まちの魅力を阻害する逆の方向に作用します。特に自然や農山漁村景観では、周囲の景観特性に馴染まない色彩やデザインの屋外広告物が、地域の魅力を低下させている場合があります。また、そのことは広告対象の価値や設置した企業のイメージを損ねることにもなり、地域ごとの景観特性への配慮が必要です。

◎ 土地の形質の変更

丘陵地や山地での宅地造成等は、大きなのり面、擁壁が生じ、景観的に周囲との不調和を生じさせたり、道路等の公共空間から見て圧迫感を感じさせたりする場合があります。

大規模なのり面や擁壁は、できる限り生じさせないように、現況の地形を生かすことを検討する等の配慮が必要です。

◎ 鉱物の採掘又は土石の採取

鉱物の採掘や土石の採取は、山の斜面等の目につく場所で荒れた山肌を見せることになる等、景観上、問題となることが多くあります。道路等の公共空間からの遮へいや、跡地の原状回復等の取組はもちろんのこと、山陰等の目立たない場所を選ぶ等、採取場所の選択に当たっての景観上の配慮が必要です。

◎ 屋外における物の堆積

野積みされた廃棄物や資機材等は、周辺の景観と調和しにくく阻害要因となることが少なくありません。適正に管理されていない場合、荒廃した印象を見る人に与える場合もあります。

また、道路際に堆積された場合、道路の利用者に圧迫感を与えてしまいます。

堆積の方法や遮への検討、また、適正な管理等、様々な方法によって、景観への影響の軽減を図ることが必要です。

◎ 木竹の伐採

地域のシンボルとして親しまれている木や、屋敷林（イグネ・エグネ）等の伐採は、その地域の景観の魅力を損なうことにつながり、また、大規模な山林伐採と搬出路の設置は、景観の観点から、豊かな自然のイメージを壊すものとして受け止められかねません。伐採方法の改善や積極的な原状回復等の対応が必要です。

◎ 景観と調和しない公共施設

公共施設は、その規模や対象物から、地域の景観に大きな影響を与えます。県内では、事業の実施方法やデザインの検討により、地域の景観改善に大きく効果をあげている公共施設がある一方で、未だ配慮が不十分なものも少なくないのが現状です。また、公共施設の適切な管理運営が行われていないため、地域の景観に悪影響を及ぼしている例も少なくありません。魅力ある県土を形成するためには、公共団体が率先して、地域の景観づくりのモデルとなるような質の高い公共施設を整備することが必要です。

◎ 道端や山、川、海に捨てられたゴミや廃棄物

ゴミや不法投棄された廃棄物が、地域の景観を阻害している実態があります。モラルの向上を目指した意識の啓発から始まり、環境政策の側からの行政による代執行や罰則の適用まで、様々な施策が行われていますが、景観阻害要因として、県民一人ひとりによる景観の観点からの取組も必要です。

◎ 農林水産業用の施設や資機材、建設資機材等

農林水産業用の施設は、「いわて」らしさを代表する農山漁村景観の中で暮らす人々の営みの象徴である一方で、景観の価値という観点からは、その価値を損なわせる要素となっている場合があります。不要となったものは撤去する等の適切な管理や、利用する色や素材にも考慮することで、農山漁村景観の魅力を高めることが必要です。

また、農林水産業や建設業等に用いられる資機材が放置され、農山漁村景観を阻害している場合も少なくありません。適切な管理や、道路側に放置しない等の対応を行うことも、景観の魅力を高める上で、大きな意味を持ちます。

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

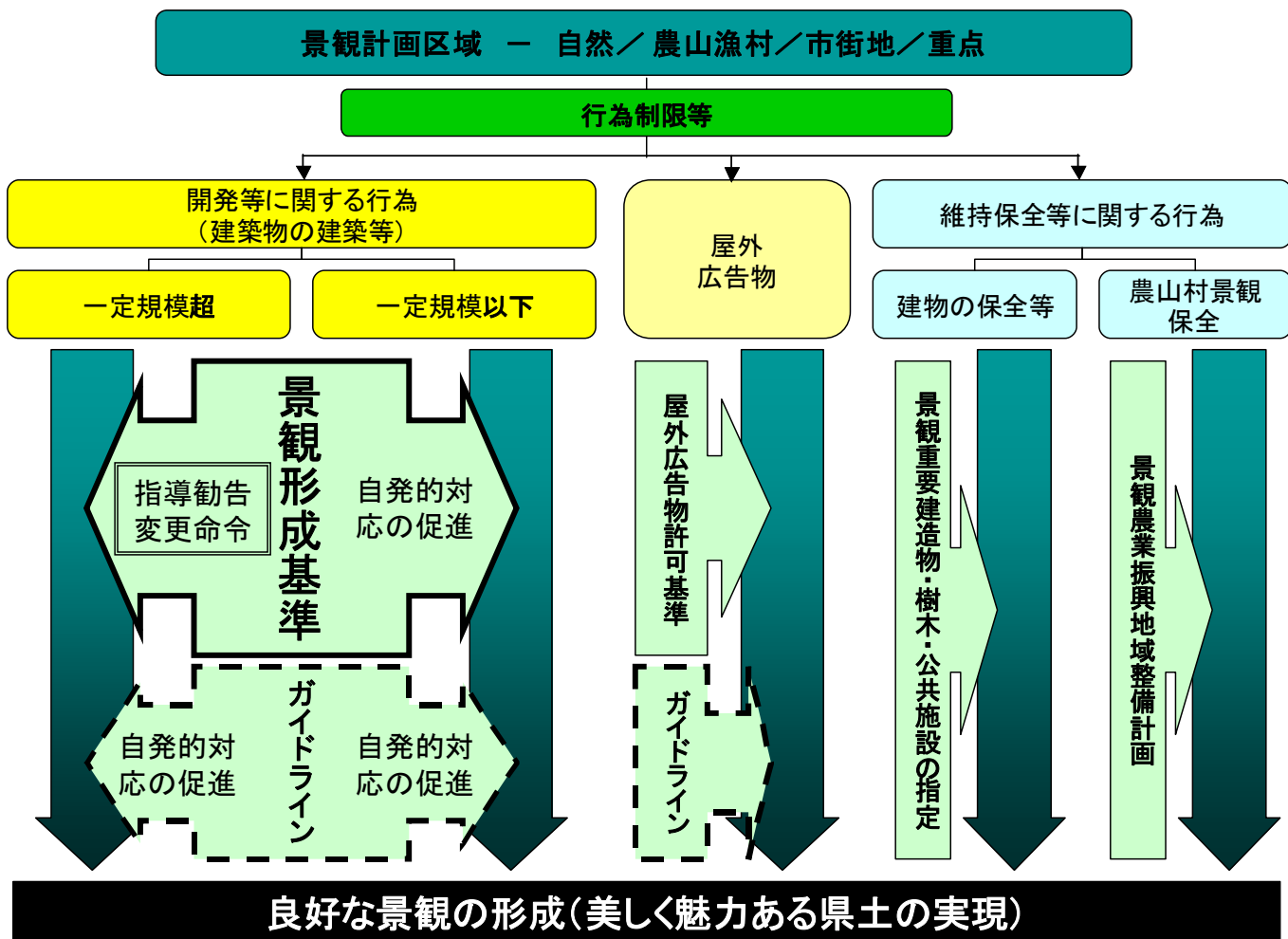
県は、前章に掲げる良好な景観の形成に関する方針のもと、必要な行為の制限等を行うことで、景観計画区域内における良好な景観の形成を推進します。

第1 施策の体系

県は、景観の保全を主な目的に、景観計画区域内の一定規模以上の建築物の建築等の行為について、届出対象となる行為（以下「届出対象行為」という。）として届出を義務付け、届出対象行為についてそれぞれの行為ごとに良好な景観の形成のための行為の制限（以下「景観形成基準」という。）を定めています。県は、届出があったものについて景観形成基準により、必要に応じて指導・勧告等を行うとともに、届出対象規模に満たない行為を行う者にも、同基準への自己確認を求めることで、良好な景観の形成を推進します。

さらに、より良い景観の創造と改善を目的に、いわて希望景観ガイドラインを定め、全ての開発等を行う行為者による率先的な対応を、各種方策により働きかけることで、景観価値の向上を目指します。

また、県は、屋外広告物の規制や、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等、景観の重要な構成要素のマネジメントにも積極的に取り組みます。



第2 届出対象行為

景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をしなければならない行為は、次の行為類型のうち、対象となる規模に該当するものです。

1 景観計画区域（重点地域を除く。）内での届出対象行為

行為類型	対象となる規模										
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 建築物の新築又は移転 次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ13m (2) 軒高9m (3) 延べ床面積1,000㎡ 2 建築物の増築又は改築 (1) 1の規模に該当する建築物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの ア 当該行為に係る床面積の合計が200㎡ イ 当該行為に係る床面積の合計が、当該増築又は改築前の延べ床面積の2割 (2) 当該行為により、1の規模に該当する規模となる建築物の増築又は改築 3 1の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更前の屋根の面積の2割を超えるもの又は外壁の面積の2割を超えるもの										
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 工作物の新設又は移転 次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設又は移転 <table border="1" data-bbox="536 1245 1406 1993"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙突、排気塔その他これらに類するもの</td> <td rowspan="7">高さ13m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは、5m)又は築造面積1,000㎡</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設</td> </tr> <tr> <td>コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</td> </tr> <tr> <td>自動車車庫の用途に供する施設</td> </tr> <tr> <td>石油、ガス、飼料等の貯蔵施設</td> </tr> </tbody> </table>	類型	規模	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ13m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは、5m)又は築造面積1,000㎡	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	自動車車庫の用途に供する施設	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設
類型	規模										
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ13m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは、5m)又は築造面積1,000㎡										
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの											
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの											
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設											
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設											
自動車車庫の用途に供する施設											
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設											

	<table border="1"> <tr> <td>汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>彫像、記念碑その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>擁壁、さく、塀その他これらに類するもの</td> <td>高さ 5 m</td> </tr> <tr> <td>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）</td> <td>高さ 20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 20m を超えるときは、10m）</td> </tr> <tr> <td>空中線系（その支持物を含む。）</td> <td>高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ） 15m</td> </tr> <tr> <td>自動販売機（自然景観地区において屋外に設置されるものに限る。）</td> <td>高さ 1 m</td> </tr> </table>	汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設		彫像、記念碑その他これらに類するもの		擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5 m	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）	高さ 20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 20m を超えるときは、10m）	空中線系（その支持物を含む。）	高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ） 15m	自動販売機（自然景観地区において屋外に設置されるものに限る。）	高さ 1 m
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設													
彫像、記念碑その他これらに類するもの													
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5 m												
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）	高さ 20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 20m を超えるときは、10m）												
空中線系（その支持物を含む。）	高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ） 15m												
自動販売機（自然景観地区において屋外に設置されるものに限る。）	高さ 1 m												
	<p>2 工作物の増築又は改築</p> <p>(1) 1 の規模に該当する工作物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>ア 当該行為に係る築造面積が 200 m²</p> <p>イ 当該行為に係る築造面積が、当該増築又は改築前の築造面積の 2 割</p> <p>(2) 当該行為により、1 の規模に該当する規模となる工作物の増築又は改築</p> <p>3 1 の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更前の面積の 2 割を超えるもの</p>												
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 m かつ長さ 10m</p> <p>(2) 面積 3,000 m²</p>												
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 m かつ長さ 10m</p> <p>(2) 面積 3,000 m²</p>												
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>堆積の期間が 90 日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 高さ 5 m</p> <p>(2) 面積 1,000 m²</p>												

水面の埋立て又は干拓	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 面積 3,000 m ² (2) 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 mかつ長さ 10m
------------	---

備考 1. 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。

2. 再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。

2 重点地域内での届出対象行為

行為類型	対象となる規模																				
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>1 建築物の新築、増築、改築又は移転 次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 13m (2) 延べ床面積 10 m²</p> <p>2 1 の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更に係る部分の面積が 10 m²を超えるもの</p>																				
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>1 工作物の新設、増築、改築又は移転 次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設、増築、改築又は移転</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙突、排気塔その他これらに類するもの</td> <td>高さ 5 m</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設</td> <td>高さ 5 m 又は築造面積 10 m²</td> </tr> <tr> <td>コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車車庫の用途に供する施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石油、ガス、飼料等の貯蔵施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>彫像、記念碑その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	類型	規模	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 5 m	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの		高架水槽、物見塔その他これらに類するもの		観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ 5 m 又は築造面積 10 m ²	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設		自動車車庫の用途に供する施設		石油、ガス、飼料等の貯蔵施設		汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設		彫像、記念碑その他これらに類するもの	
類型	規模																				
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 5 m																				
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの																					
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの																					
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ 5 m 又は築造面積 10 m ²																				
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設																					
自動車車庫の用途に供する施設																					
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設																					
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設																					
彫像、記念碑その他これらに類するもの																					

	<table border="1"> <tr> <td>擁壁、さく、塀その他これらに類するもの</td> <td>高さ 1.5m</td> </tr> <tr> <td>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）</td> <td rowspan="2">高さ 10m</td> </tr> <tr> <td>空中線系（その支持物を含む。）</td> </tr> <tr> <td>自動販売機（山岳景観保全地区及び山麓景観保全地区において屋外に設置されるものに限る。）</td> <td>高さ 1 m</td> </tr> </table>	擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 1.5m	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）	高さ 10m	空中線系（その支持物を含む。）	自動販売機（山岳景観保全地区及び山麓景観保全地区において屋外に設置されるものに限る。）	高さ 1 m
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 1.5m							
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）	高さ 10m							
空中線系（その支持物を含む。）								
自動販売機（山岳景観保全地区及び山麓景観保全地区において屋外に設置されるものに限る。）	高さ 1 m							
	2 1の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更に係る部分の面積が 10 m ² を超えるもの							
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 1.5m (2) 面積 300 m ²							
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 1.5m (2) 面積 300 m ²							
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の期間が 90 日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 1.5m (2) 面積 100 m ²							
水面の埋立て又は干拓	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 1.5m (2) 面積 300 m ²							
木竹の伐採	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 木竹の高さ 10m (2) 伐採面積 300 m ²							

3 適用除外行為

次に掲げる行為は、届出対象規模を超えていても、県に届出を行う必要はありません。

1 景観法第 16 条第 7 項第 1 号に掲げるもの

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げるもの

ア 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

イ 仮設の工作物の建設等

ウ 次に掲げる木竹の伐採

(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

- (イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - (ロ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - (エ) 仮植した木竹の伐採
 - (オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- エ アからウに掲げるもののほか、次に掲げる行為
- (ア) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (イ) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - a 建築物の建築等
 - b 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する道路（私道を除く。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く。）の建設等
 - c 木竹の伐採
 - d 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の^{たい}堆積（高さ 1.5m 以下のものを除く。）
 - e 特定照明
- オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
- (ア) 建築物の建築等
 - (イ) 高さが 1.5m を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (ロ) 用排水施設（幅員が 2 m 以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2 m を超える農道若しくは林道の設置
 - (エ) 土地の開墾
 - (オ) 森林の皆伐
 - (カ) 水面の埋立て又は干拓

2 景観法第 16 条第 7 項第 2 号から第 10 号までに掲げるもの

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 景観重要建造物について、景観法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- (3) 景観計画に景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- (4) 景観重要公共施設について、景観法第 8 条第 2 項第 4 号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- (5) 景観法第 55 条第 2 項第 1 号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第 15 条の 2 第 1 項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- (6) 国立公園又は国定公園の区域内において、景観法第 8 条第 2 項第 4 号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- (7) 景観法第 61 条第 1 項の景観地区（(8)において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- (8) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第 72 条第 2 項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- (9) 地区計画等（都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地

区整備計画（同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 32 条第 2 項第 1 号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第 32 条第 2 項第 2 号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 31 条第 2 項第 1 号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 9 条第 2 項第 1 号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 5 条第 3 項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で、景観法第 8 条第 4 項第 2 号の制限で景観計画に定められたもののすべてが地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合に、当該地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更

3 景観法第 16 条第 7 項第 11 号に掲げるもの

(1) 政令で定める行為

ア 景観計画に定められた開発行為又は景観法施行令第 21 条各号に掲げる行為の制限のすべてについて景観法第 73 条第 1 項又は第 75 条第 2 項の規定に基づく条例で景観法施行令第 22 条第 3 号イ又はロ（第 24 条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為

イ 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第 75 条第 1 項の規定に基づく条例で景観法施行令第 23 条第 1 項第 1 号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

ウ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 43 条第 1 項若しくは第 125 条第 1 項の許可若しくは同法第 81 条第 1 項の届出に係る行為、同法第 167 条第 1 項の通知に係る同項第 6 号の行為若しくは同法第 168 条第 1 項の同意に係る同項第 1 号の行為又は文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 4 条第 2 項の許可若しくは同条第 5 項の協議に係る行為

(2) 条例で定める行為

ア 岩手県文化財保護条例（昭和 51 年岩手県条例第 44 号）第 16 条第 1 項若しくは第 41 条第 1 項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第 34 条第 1 項の規定により届け出て行う行為

イ 岩手県文化財保護条例第 16 条第 1 項ただし書又は第 41 条第 1 項ただし書の規定により届け出て行う行為

ウ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積^{たい}で堆積^{たい}の期間が 90 日を超えないもの

第3 景観形成基準

景観計画では、届出対象行為についてそれぞれの行為ごとに景観形成基準を定めています。県は届出を受けて景観形成基準への適合を審査し、必要に応じて指導・勧告や、形態意匠の変更命令等を行います。

1 景観形成基準

(1) 景観計画区域（重点地域を除く。）内での景観形成基準

別表1（一般地域）のとおりとします。

(2) 重点地域内での景観形成基準

別表2（重点地域）のとおりとします。

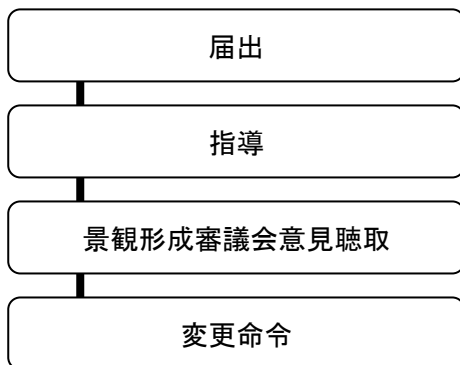
2 景観形成基準の運用方法等

(1) 届出対象となる規模の行為について

県は、届出に基づき、行為の内容が、景観形成基準に合致しているか審査を行います。

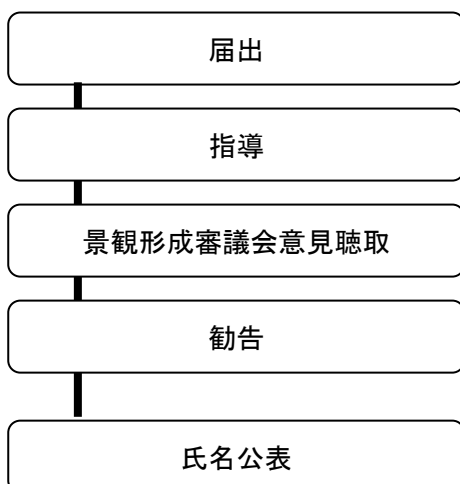
景観形成基準に合致していないと認められた場合、次の方法で指導等を行います。

ア 建築物及び工作物の形態意匠に関する基準について



- ①景観形成基準に適合するよう、指導を行います。
- ②指導に従わない場合、景観形成審議会の意見を聴いた上で、必要な措置をとることを、景観法第17条第1項に基づき命令します。
- ③行為者がこの命令に違反した場合、景観法第101条の規定により、罰則が適用されます。
※②の命令の前に景観法第16条第3項に基づき勧告する場合もあります。

イ 建築物及び工作物の形態意匠に関するもの以外の基準について



- ①景観形成基準に適合するよう、指導を行います。
- ②指導に従わない場合、景観形成審議会の意見を聴いた上で、景観形成基準に適合させるため、必要な措置を取ることを景観法第16条第3項に基づき勧告します。
- ③勧告を受けた行為者が、その勧告に従わない場合、氏名及び勧告の内容を公表します。

(2) 届出対象とならない規模の行為について

届出対象規模を超えない規模の行為を行おうとする者は、景観形成基準への適合状況を自主的に確認し、それぞれの行為が、景観形成基準を満たすよう、自発的な対応に努める必要があります。

別表 1 (一般地域)

行為類型	景観形成基準				
	区分	規制の視点	自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望	地域の景観資産（※1）として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。		
		壁面の位置	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。	道路等の公共空間に面する壁面位置は、周辺のまち並みの連続性との調和に努めること。	
		高さ	原則として 15m を超えないよう努めること。（やむを得ない事情により 15m を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（※2）を行うこと。）	原則として 21m を超えないよう努めること。（やむを得ない事情により 21m を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（※2）を行うこと。）	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。
	形態意匠	周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。		
		地域性	県が登録した地域の景観資産（※1）の周辺では、その特性と調和した形態意匠とするよう努めること。		
		外壁（圧迫感）	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
		屋根形状	原則として陸屋根を避けるよう努めること。（やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（※2）を行うこと。）	—	
	色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等（※3）は用いず、原則として推奨色（※4）を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。 屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。		
		避けるべ	やむを得ず純色等（※3）を用い	やむを得ず純色等（※3）を用い	やむを得ず純色等（※3）を用い

		き色の範囲	る場合は、屋根及び外壁等の見付面積の15%以内とすること。	る場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。	る場合は、屋根及び外壁等の見付面積の25%以内とすること。
	素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、地場の自然素材や伝統的素材等を活用し、周辺地域のまち並みや景観との調和に努めること。		
		経年変化	屋根及び外壁等は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。		
		反射	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。		
	敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率（※5）20%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率（※5）15%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、緑化率（※5）10%以上の緑化に努めること。
		既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合には、保存と活用に努めること。		
		門、塀及び柵等	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。		
	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。		
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。		
		既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望	地域の景観資産（※1）として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。		
		位置	主要な道路（※6）の境界から5m以上後退した位置にするよう努めること。（擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するものを除く。）		
		高さ	道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないような高さとするよう努めること。	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。	

	形態意匠	周囲との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。 擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。	
		色彩	推奨色	純色等（※3）は用いず、周辺の景観と調和するよう努めること。（自動販売機を除く。）
		素材	経年変化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。
	敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。	
	その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。	
		自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、位置や外観の色彩の検討や、被覆等により、周辺景観と調和するよう努めること。	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状・緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現状の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう努めること。	
		緑化	のり面はできる限り緑化が可能なよう配とし、周囲の植生と調和した緑化に努めること。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。	
		離れ（圧迫感）	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。	
	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。	
鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。	
		行為後の措置	緑化	行為後は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。

注意 行為地において、市町村が景観の形成に関する基本方針等を定めている場合、その内容に適合するよう努めることが必要である。

- ※1 地域の景観資産 地域の景観（眺望、まち並み又は建築物等）の資産として、県が登録したものをいう。
- ※2 必要な措置 原則に適合しない項目について、他の方策により、原則に適合した場合と同等程度の効果を得られるよう景観対応を行い、計画書を提出すること。
- ※3 純色等 マンセル表色系（J I S Z 8721）において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10度以上の色をいう。
- ※4 推奨色 マンセル表色系（J I S Z 8721）において、次の範囲の色をいう。

色相	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R（赤）系	2.5以上6.0未満	6.5以下	6.0未満	6.5以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.5以下		
YR（黄赤）系	3.0以上7.0未満	6.5以下	7.0未満	6.5以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.5以下		
Y（黄）系	3.0以上7.5未満	6.0以下	7.5未満	6.0以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.0以下		
GY（黄緑）系	3.0以上7.0未満	5.5以下	7.0未満	5.5以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え5.5以下		
G（緑）系	2.5以上6.5未満	5.0以下	6.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
BG（青緑）系	2.5以上6.0未満	5.0以下	6.0未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
B（青）系	2.5以上5.5未満	5.0以下	5.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
PB（青紫）系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
P（紫）系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
RP（赤紫）系	2.5以上5.5未満	6.0以下	5.5未満	6.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.0以下		
N（無彩色）	2.0以上9.0未満	—	2.0以上7.0未満	—

緑被面積 (m²)

※5 緑化率 (%) 緑化率 (%) = $\frac{\text{緑被面積 (m}^2\text{)}}{\text{敷地面積 (m}^2\text{)} \times (1 - \text{建ぺい率})} \times 100$

(1) 必要緑被面積の計算は以下の方法で算定する。

① 都市計画区域内では、(敷地面積) × (1-建ぺい率) × (景観形成基準で定める緑化率) で算出する。

(例) : 市街地景観地区 (敷地面積 1,000 m² 建ぺい率 50% の場合) $1,000 \times (1-0.5) \times 10\% = 50 \text{ m}^2$

② 都市計画区域外では敷地面積 × (1-0.7) × (景観形成基準で定める緑化率) で算出する。

(例) 自然景観地区 $1,000 \times (1-0.7) \times 20\% = 60 \text{ m}^2$

(2) 緑被面積の算定は、次のそれぞれにより算定された緑被面積の合計とする。

① 樹木

樹木は、樹冠の水平投影面積を実測するか、若しくは下表を用いて算出する。

樹木の高さ	緑被面積
1 m 以下の場合	0.5 m ²
1 m を超え 2 m 以下の場合	1.5 m ²
2 m を超え 3 m 以下の場合	3.5 m ²
3 m を超え 4 m 以下の場合	6.0 m ²
4 m を超え 5 m 以下の場合	10.5 m ²
5 m を超え 6 m 以下の場合	14.0 m ²
6 m を超える場合	19.5 m ²

② 生垣

生垣の場合は、生垣の延長に 0.6m を乗じて算出する。

(例) 生垣の延長 30m の場合 $30\text{m} \times 0.6\text{m} = 18 \text{ m}^2$ (緑被面積)



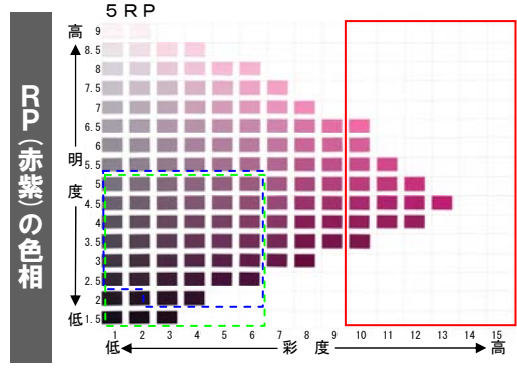
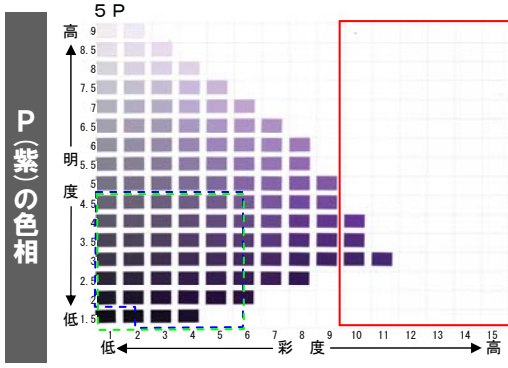
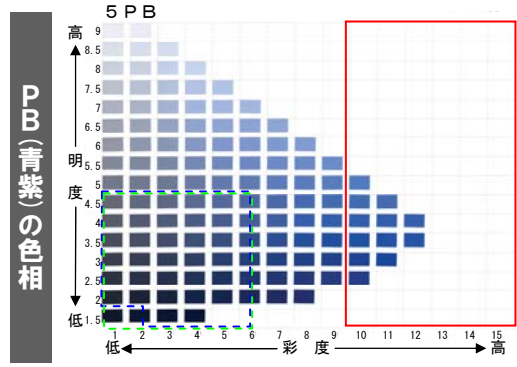
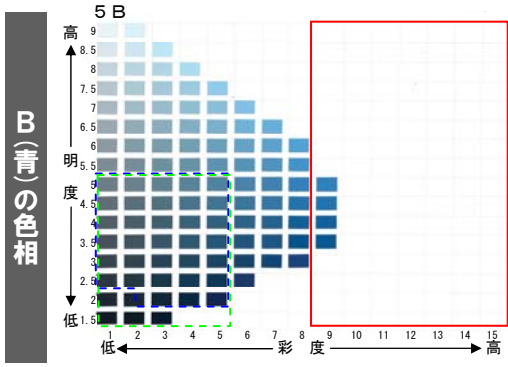
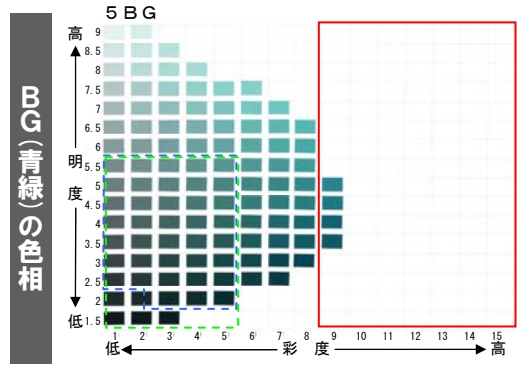
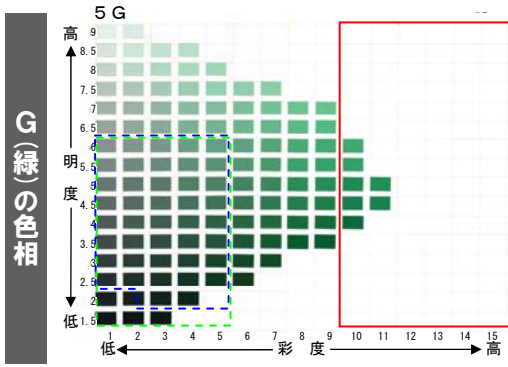
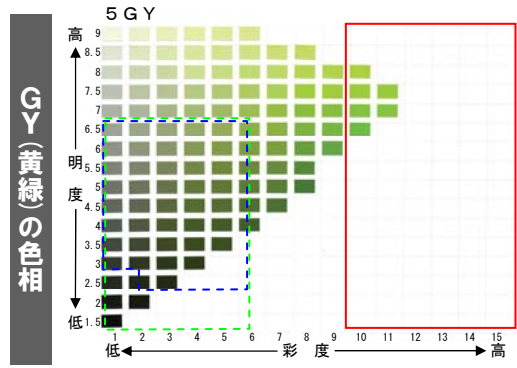
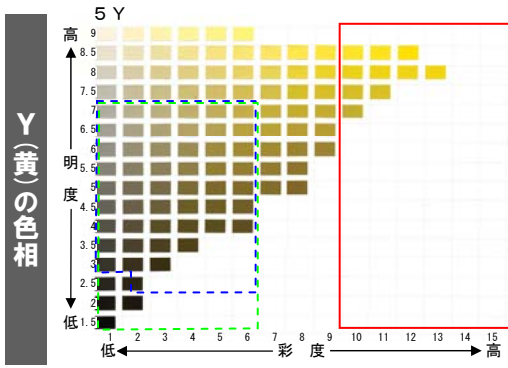
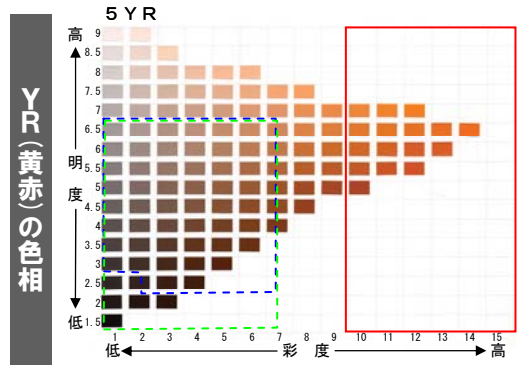
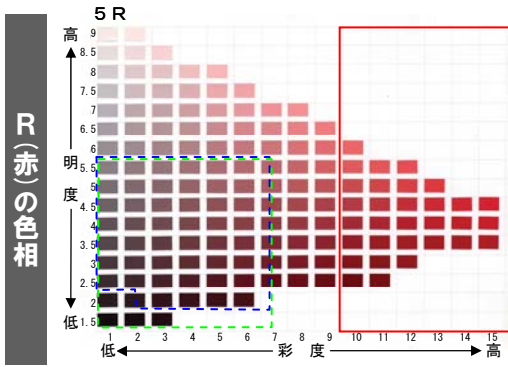
立木



※ 芝生は緑被面積には含まれません。

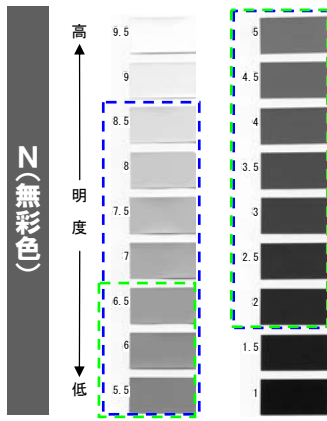
※6 主要な道路 国県道をいう。

参考図 純色等及び推奨色の範囲



外壁の推奨色の範囲
屋根の推奨色の範囲

純色等の範囲



- 外壁の推奨色の範囲
- 屋根の推奨色の範囲
- 純色等の範囲

別表2（重点地域：岩手山麓・八幡平周辺重点地域）

行為類型	景観形成基準						
	区分	規制の視点	山岳景観保全地区	山麓景観形成地区	田園景観形成地区	沿道景観形成地区	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望の確保	岩手山、八幡平等の眺望対象を妨げない位置及び規模とするよう努めること。		岩手山や八幡平の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。		
			地域の景観資産（※1）として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。				
		地形の保存	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。				
		壁面の後退	主要な道路（※6）の境界から5m以上後退するよう努めること。	主要な道路（※6）の境界から3m以上後退するよう努めること。	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。		
			隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間の確保に努めること。				
		高さ	原則として13mを超えないよう努めること。			原則として15mを超えないよう努めること。	原則として21mを超えないよう努めること。
	やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（※2）を行うこと。						
	形態意匠	周辺との調和	外観は、周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。				
		地域性	県が登録した地域の景観資産（※1）の周辺では、その景観資産と調和した形態意匠とするよう努めること。				
		外壁（圧迫感）	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。				

	屋根形状	適度な勾配を有するものとし、背景のりょう線と調和した形態とするよう努めること。	原則として陸屋根を避けるよう努めること。（やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（※2）を行うこと。）
色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等（※3）は用いず、原則として推奨色（※4）を用いるよう努めること。 また、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺の景観と調和するよう努めること。	
	避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等（※3）を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の10%以内とすること。	やむを得ず純色等（※3）を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。
素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、自然素材等を活用するなど、周辺の景観との調和に努めること。	
	経年変化	屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。	
	反射	屋根及び外壁等には、原則として周囲に反射する光沢素材を用いないこと。	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。
敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率（※5）30%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率（※5）20%以上の緑化に努めること。
	既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合には、保存と活用に努めること。	
	門、塀及び柵等	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。	
その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。	
	照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。	
	付属建物	車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努めること。	
	既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。	

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・規模・高さ	眺望の確保	岩手山、八幡平等の眺望対象を妨げない位置及び規模とするよう努めること。	岩手山や八幡平の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。
			地域の景観資産（※1）として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。	
		地形の保存	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。	
		位置	<p>主要な道路（※6）の境界から5m以上後退するよう努めること。</p> <p>ただし、次のものを除く。</p> <p>(1) 擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するもの</p> <p>(2) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系その他これらに類するもの（その支持物を含む。）。ただし、高さ20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m）以下のものに限る。</p>	
		高さ	原則として高さは、13mを超えないものとし、道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないよう努めること。ただし、機能上やむを得ない場合は、周辺の状況を勘案し、景観の形成上支障のないものについては、この限りでない。	周辺の景観を形成するスカイラインから突出しないよう努めること。
形態意匠	周辺との調和	周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。 擁壁にあつては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
	色彩	推奨色	純色等（※3）は避け、周辺の景観と調和するよう努めること。（自動販売機を除く。）	
	素材	経年劣化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。	
敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。		
その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。		

			照明を設置する場合は、動光又は点滅を伴わないものとする。 (他法令等により設置が義務付けられているものは除く。)	—
		自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、単独とせず、建物等に添った位置や色彩、被覆等により、周辺の景観と調和させるよう努めること。	—
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状及び緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないように努めること。	
		緑化	のり面は、できる限り緑化が可能なこう配とし、周辺の植生と調和した緑化に努めること。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。	
		離れ	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。	
		高さ	物を積み上げる場合には、眺望の妨げや圧迫感の軽減に配慮し、高さを低くするよう努めること。	
	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。	
鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。	
	行為後の措置	緑化	行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。	
木竹の伐採	伐採の規模・方法等	規模	木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とするよう努めること。	
		道路沿い	道路の境界付近の木竹は、保存するよう努めること。	
		既存樹木	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植による活用に努めること。	

行為後の措置	緑化	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。
--------	----	---

注意書き：28～30 頁の※1～6 に同じ。

第4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

県は、景観法第19条及び第28条に基づき、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定します。

地域のシンボルとなる建造物や樹木は、周囲の景観に重要な役割を果たしており、このような建造物や樹木を保全するため、以下の方針により、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定していきます。この指定によって、現状変更や伐採等に知事の許可を必要とする等、保全のための必要な規制を行うことが可能となります。

1 景観重要建造物

(1) 対象

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

(2) 指定の手続き

景観形成審議会の意見を聴いた上で、指定を行います。

2 景観重要樹木

(1) 対象

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

(2) 指定の手続き

景観形成審議会の意見を聴いた上で、指定を行います。

第5 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限

屋外広告物は、良好な景観の形成における重要な構成要素であることから、本景観計画が定める区域区分にしたがって、それぞれの区域ごとに定める景観の目標像の実現に向け、建築物等に関する制限と一体となった規制の実施が必要となっています。

このため、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限は、屋外広告物が県民等の社会生活に必要不可欠なものであるとの認識を踏まえながら、本計画により実現しようとする良好な景観の形成に即した地域の景観特性に合わせたきめ細やかな規制を行います。

なお、景観計画に即した規制誘導の主な考え方は以下のとおりです。

(1) 岩手山麓・八幡平周辺重点地域

県を代表する優れた自然景観を保全するため、広告物の規制が強く求められている地域として、規制を実施していきます。また、引き続き景観保全型広告整備地区として指定し、必要な規制を実施していきます。

(2) 自然景観地区

雄大で美しい岩手の自然景観を保全するため、広告物の規制が強く求められている地区として、規制を実施していきます。

(3) 農山漁村景観地区

移動者の利便性に配慮しつつ、農山漁村景観の保全のため、規制を実施していきます。

(4) 市街地景観地区

ア 商業又は工業的な土地利用が行われている地区

市街地として賑わいの創出が求められており、広告物の規制を最小限とするべき地域としての規制を実施していきます。

イ 商業、工業及び住宅地的な土地利用が混在して行われている地区

賑わいの創出と、居住を目的とする環境の実現という二つの目的を調整した上で、広告物の規制を実施していきます。

ウ 主に低層の住宅地的な土地利用が行われている地区

居住を目的とする環境の実現に向けて、広告物の規制が強く求められている地区として、規制を実施していきます。

(5) 高速自動車国道、新幹線又は指定道路等の沿線の地区

来訪者等にとって、岩手を印象づける景観となるため、他の地区と異なる規制が必要となる地区等として、規制を実施していきます。

(6) その他特に必要な地区

文化財の周囲や、重要文化的景観に選定された地区内等、特に規制が必要な地区については、(1)から(5)までの地区にかかわらず、別途規制を実施していきます。

第6 景観重要公共施設整備に関する事項（指定方針等）

1 景観重要公共施設制度の概要

景観計画区域内にある道路、河川、公園等の公共施設は景観の形成上、大きな影響を及ぼします。

景観重要公共施設制度は、景観上、特に重要な公共施設を指定し、その公共施設の整備等について、景観計画に沿って行うことを管理者に義務付けることができます。

2 指定の方針

県は、次の方針に沿って、景観重要公共施設を指定することとしています。

対象

ア 県土の良好な景観の形成上、骨格となる広域的な道路又は河川等であること。

イ その他、景観上、重要な公共施設であること。

第7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

1 景観農業振興地域整備計画の概要

農山村地域は、農林産物の生産の場であるとともに、自然に働きかけながら永い年月を経て創り出された景観は、見る人に心の安らぎを与え、「ふるさといわて」を感じさせてくれます。

しかしながら、近年、耕作放棄地の増加や、過疎化、高齢化等の要因による地域環境の管理に支障が生じており、農山村の景観の魅力が損なわれてきています。

景観農業振興地域整備計画とは、このような課題に対応するため、景観と調和の取れた良好な営農条件を確保するとともに、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項等を定め、農山村の景観を計画的に保全し、管理していこうとするものです。

2 基本的な事項（今後の方針）

良好な田園景観の保全や耕作放棄地の解消、田園景観と調和した農業施設の整備を推進するため、

本計画の策定主体となる市町村と協力し、景観農業振興地域整備計画の策定を推進します。

なお、田園景観は、行政区域を超え、複数の市町村にわたり連続しているため、県は関係する市町村や関係団体との連携及び調整を行い、一体的な取組の推進を図ります。

第5章 岩手の景観の継承と更なる創造に向けて

(いっしょにはぐくむ「いわて」の景観)

良好な景観の形成のためには、行為制限等を中心とする施策によって、景観を阻害する要素を予防し、改善することも重要ですが、既にある景観の魅力に気付き、その価値を保全しながら更に高めていくことも重要です。

県は、次に掲げる取組により、岩手の良好な景観の継承と、更なる魅力の創造を、良好な景観を形成するそれぞれの主体と協働しながら、取り組めます。

第1 いわて希望景観ガイドライン

良好な景観の形成のため、景観形成基準を超え、更により良いものとする工夫や、より望まれる対応のあり方を、いわて希望景観ガイドラインとして次のとおり定めます。以下の行為を行う場合は、良好な景観の形成を目指して、それぞれの行為が、このガイドラインに沿って行われるよう、全ての人が自発的な対応に努める必要があります。

1 建築物（住宅等も含む。）

区分	ガイドライン
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none">◎ 地域で親しまれている眺めを妨げないような位置や高さにするよう努めましょう。◎ 山すその地域では、道路等の公共空間から見て、山のりょう線を分断することのないよう努めましょう。◎ まち並みや地域の景観とバランスの取れた配置を考えるよう努めましょう。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none">◎ 敷地内に複数の建築物を建築する場合は、一体感のある形態意匠とするよう努めましょう。◎ 周囲の景観と調和した形態意匠となるよう努めましょう。◎ 景勝地や昔ながらのまち並み等、地域で親しまれている景観の周辺では、その魅力を壊さないような形態意匠とするよう努めましょう。◎ 地域ごとの建築の型（屋根形状や勾配、軒の出等）を尊重した形態意匠とするよう努めましょう。◎ 物置等の付属屋は、母屋や周囲の景観と調和するよう努めましょう。
色彩	<ul style="list-style-type: none">◎ 周囲の景観との調和に配慮し、周囲の建築物と同じような色相、トーンの色を選択するよう努めましょう。◎ 大きな壁面に装飾を施す場合は、周辺景観への影響の大きさを考慮して必要性を判断しましょう。また、表示後の適切な管理方法も検討しましょう。◎ 壁面に屋外広告物を表示する場合は、周囲の景観との調和に配慮し、良好な公共空間の創造に向けて、質の高いデザインとなるよう努めましょう。
敷地	<ul style="list-style-type: none">◎ 塀、柵等を設置する場合は、できる限り生垣とし、潤いのある景観の創出に努めましょう。
その他の設備	<ul style="list-style-type: none">◎ 照明は必要最小限とし、星空が見える良好な夜間景観の形成に努めましょう。

維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 適時適切な補修や手入れ等の維持管理を行うよう努めましょう。 ◎ 敷地内についても、道路等の公共空間からの見え方を考え、物を置く位置や規模、方法について配慮するよう努めましょう。 ◎ 使用されていない建築物（廃屋等）は、放置することなく撤去も含め適切な管理を行うことで、地域の良好な景観の形成に努めましょう。 ◎ 建築物を撤去した後の敷地は、緑化等により、周辺の景観との調和に努めましょう。
------	---

2 工作物

区分	ガイドライン
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域で親しまれている眺めを妨げないような位置や高さにするよう努めましょう。 ◎ 位置（離れ）や高さを工夫し、道路等の公共空間から目立たないように努めましょう。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景勝地や昔ながらのまち並み等、地域で親しまれている景観の周辺では、その魅力を壊さないような形態意匠とするよう努めましょう。 ◎ 電柱等は、無電柱化や配電方法の工夫により、電柱や電線の存在をできるだけ目立たせないように努めましょう。 ◎ 携帯電話鉄塔等は、設置者相互の協力のもと、集合化に努めましょう。 ◎ 屋外広告物は、設置者相互の協力のもと、集合化に努めましょう。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 周辺の景観との調和に配慮し、周囲の建築物と同じ色相、トーンの色を選択するよう努めましょう。 ◎ 大きな面に装飾を施す場合は、周辺景観への影響の大きさを考慮して必要性を判断しましょう。また、表示後の適切な管理方法も検討しましょう。 ◎ 屋外広告物を表示する場合は、周辺の景観との調和に配慮し、良好な公共空間の創造に向けて、質の高いデザインとなるよう努めましょう。 ◎ 自動販売機は、野立てをできるだけ避け、周辺の景観と調和するよう努めましょう。
敷地	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 塀、柵等を設置する場合は、できる限り生垣とし、潤いのある景観の創出に努めましょう。
その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 照明は必要最小限とし、星空が見える良好な夜間景観の形成に努めましょう。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 適時適切な補修や手入れ等の維持管理を行うよう努めましょう。 ◎ 不要となった工作物は速やかに撤去する等、地域の良好な景観の形成に努めましょう。

3 土地の形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。）

区分	ガイドライン
のり面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 新たに作るのり面や擁壁が、最小限の規模となるよう努めましょう。

4 鉱物の掘採又は土石の採取

区分	ガイドライン
事前検討	◎ 地域の景観に大きな影響を及ぼす行為であることを踏まえ、事前に、周辺の景観との調和について、十分検討を行うよう努めましょう。
位置	◎ 行為の場所は、地形を生かす等、道路等の公共空間から目立たない場所を選択するよう努めましょう。 ◎ 山のりょう線等、遮蔽が困難な場所での行為は避けるように努めましょう。

5 屋外における物件の堆積

区分	ガイドライン
位置	◎ 行為の場所は、地形を生かし、道路等の公共空間から目立たない場所を選ぶよう努めましょう。
被覆	◎ 堆積物をおおう場合、できるだけ目立たない色や素材の活用に努めましょう。
維持管理	◎ 放置することなく、適切に維持管理を行うよう努めましょう。

6 木竹の伐採

区分	ガイドライン
面積等	◎ 面積や方法について工夫を行い、周辺の景観との調和に努めましょう。
搬出路	◎ 搬出路は、緑化等によって周辺の景観との調和に努めましょう。

第2 公共事業等景観形成指針

公共事業に関する景観対応を更に進めるため、公共事業等景観形成指針を策定し、指針に沿った公共事業の実施に取り組みます。

なお、国及び市町村その他の公共団体に対しこの指針に配慮するよう要請を行います。

第3 景観資産の登録

1 景観資産制度の概要

地域の景観資産の価値を見直し、認め合うことで、景観を保全するとともに、それをきっかけとしたまちづくりや地域づくり活動につなげていくことを目指し、景観資産登録制度を創設します。

また、登録した景観資産を保全するため、必要な施策を実施します。

2 景観資産登録の方針

(1) 登録の対象

良好な景観の形成に資する建造物（これと一体の土地その他の物件を含む。以下同じ。）、樹木又は優れた景観を眺望できる地点を登録します。

(2) 登録の要件

ア 地域の自然、歴史、文化等を反映したものであること。

イ 誰もが見ることができるものであること。

(3) 登録の手続き

主な手続は以下のとおりです。

ア 県による候補の選定及び登録

県は、候補を選定し、登録の対象となる建造物等の所有者、建造物等の存する市町村長及び景観形成審議会の意見を聴いた上で、登録を行います。

イ 市町村による提案に基づく登録

市町村から登録の提案があった場合、登録の対象となる建造物等の所有者及び景観形成審議会の意見を聴いた上で、登録を行います。

ウ 県民等による提案に基づく登録

登録の対象となる建造物の所有者、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人や知事が認める団体等は、一定の要件を満たせば、景観資産の登録を県に提案することができます。

これらの者から登録の提案があった場合、登録の対象となる建造物等の所有者、建造物等の存する市町村長及び景観形成審議会の意見を聴いた上で、登録を行います。

第4 景観からの地域づくりの推進

良好な景観の形成のためには、一人ひとりの日常の努力と共に、地域の住民が一体となって取り組むことが必要です。

先にも述べたとおり、良好な景観とは、そのこと自体に価値がある一方で、活力ある地域の創造に不可欠なものです。地域共有の景観資産を皆で発見し、それを保全し、活用することを通じて、あるいは、地域の景観の課題改善を皆で取り組むことによって、地域社会の連帯を更に深め、自らの住む地域への誇りや帰属感を高めることができます。

県は、景観改善や景観資産の発見・活用から始まる地域づくりを、これからも各地で促進します。

1 景観点検活動の促進

景観からの地域づくりを推進するためには、まず、地域の景観を良く知ることが重要です。そのためには、地域の住民が、自ら、その地域を歩き、自らの目で確かめ、皆で話し合う機会（景観点検活動）が必要です。県は、市町村と協力しあいながら、このような景観点検活動の実施を、各地で支援し促進します。

2 景観協定の促進

地域の景観の形成を、住民自らの手で行う手法として、景観協定がもっとも有効です。景観点検活動によって発見した地域の景観資産の保全や、新たな魅力の創造に向け、地域住民が景観協定を締結し、協定に沿ってそれぞれが取り組むことにより、地域特性を生かした魅力あふれるまち並みや景観が形成されることが期待できます。

県は、このような景観協定の締結を、市町村と協力しあいながら、各地で促進します。

3 専門家による支援体制の充実

地域住民による景観づくりの活動を円滑に実施するには、外部からの視点や、専門家の支援が有効です。県は、良好な景観の形成に取り組む地域や住民団体等に、景観に関する専門家を派遣し支援することで、県内各地において、住民主体の取組の促進を図ります。

第5 ひとづくりの推進

景観づくりとは、県、市町村、事業者及び県民のそれぞれの主体による息の長い取組が必要です。そのためには、現役世代だけではなく、次世代を担う子どもたち等、将来を含めて良好な景観の形

成を担う主体が、それぞれの役割や自らの活動を考える機会をつくることが重要であり、県は、次の施策によってこれを推進します。

1 次世代への働きかけ

次の世代を担う小中学生を中心に、身の周りの景観に目を向ける機会を提供し、その価値を正しく評価できる目を養うことは、魅力を更に高めようとする活動へとつながり、地域の景観への愛着や誇りをはぐくむこととなります。

このため、県は景観について考える機会を提供する景観教育を各地で実施します。

2 フォーラムやセミナー等

県、市町村、事業者及び県民という良好な景観の形成に取り組むそれぞれの主体が、自らに課せられた良好な景観の形成における責務を正しく認識し、その役割を果たすためにどのような行動が望まれているのかを、各種の情報をもとに繰り返し認識していくことが必要です。

このため、県は、フォーラムやセミナー等を開催し、幅広い世代への働きかけを各地で実施します。

3 各種表彰制度の創設

景観形成に率先的に取り組む団体や地域、又は優良事例等を表彰することは、取組を正しく評価し、活動の継続のインセンティブとなるとともに、その他の地域への波及による取組の拡大も期待できます。

県は、景観に関する表彰制度を創設し、良好な景観の形成に役立つ行為については、適正な評価を与え、積極的に表彰を行います。

第6 身の周りの景観に目を向けた暮らし方の提言

毎日の生活において、身の周りや地域の景観にもっと目を向けて暮らすことは、新たな景観の魅力を見出すことにつながり、日々の暮らしを豊かにしてくれます。また、自分のできる範囲で、改善に取り組むことは、建築物の建築等といった大きな行為と同じく、美しく魅力ある県土を実現する上で、大切な意味を持ちます。

本計画は、このような、身の周りの景観に目を向けた暮らし方を、次のとおり提案します。

- ◎ ゴミを道端に捨てない等の社会のモラルやマナーを守りましょう。
- ◎ 身の周りの景観にもっと目を向け、関心を持ちましょう。
- ◎ 自分の土地や建物が、地域の景観を創っています。そのことを考えて暮らしましょう。
- ◎ 地域の伝統行事や祭り等には積極的に参加し、大切にしましょう。
- ◎ 地域の景観の魅力を見つけ、その価値を高める活動に積極的に参加しましょう。
- ◎ 景観の魅力を高めて、生活を豊かにしましょう。

第6章 推進体制等

第1 パートナーとの連携

本計画の推進にあたっては、良好な景観を形成する主体が、それぞれの役割を果たしながら、相互に、協働の機会を活用し、連携していくことが重要です。

良好な景観を形成する主体の中から、特に重要な役割を果たす次の団体は、参画と協働によって、美しい県土の実現に向けて取組を行うことが求められています。

1 パートナーそれぞれの役割や連携のあり方

(1) 景観整備機構及び特定非営利活動法人

景観整備機構や特定非営利活動法人は、地域住民に最も近いパートナーであると同時に専門家の集団でもあります。専門的なスキルやノウハウを様々な場面で活用し、良好な景観を形成するための取組を広げていくことが期待されています。

(2) 関係する公益法人等

商工会議所、商工会や観光協会、建築士会等の関係する公益法人等は、本計画の趣旨や仕組みを、事業者等に理解してもらうため、また事業者等からの意見を本計画に反映させていくため、特に重要な役割が期待されています。

(3) 市町村

住民に最も近い基礎自治体としての市町村は、県とは異なり、よりきめ細やかで、地域特性に応じた施策を展開することが期待されています。

(4) 県

景観法に基づく景観行政団体として、自ら所掌する区域において良好な景観の保全と創造のため必要な施策を策定し実施するものとします。

また、県土全体が、良好な景観の形成による効果を楽しむよう、広域的な調整を実施するものとします。

2 協議会の設置

圏域ごとにパートナーと定期的な意見交換を実施するため、県は、協議会を設置します。協議会では、その圏域における景観の課題について、様々な立場から意見交換を行い、今後の施策に反映させるとともに、市町村の区域を超えた良好な景観を形成するための広域的な取組についても調整を実施していきます。

3 県民の参加

県による景観への理解を深めるための施策等により、大きな役割を担っていく県民も、地域の景観点検等を通じて、景観の魅力の発見と、その価値を更に高める活動に共に取り組み、県民運動として広げていくことが期待されています。

第2 計画の評価及び見直し等

本計画を、社会情勢や県民ニーズの変化にすばやく的確に対応して変更していくため、県は、計画の成果や課題を明らかにしながら、PDCAサイクルによる実行と改善に努めるほか、個別具体的取組について、本計画とは別に、5年を活動の目安としたアクションプランを策定し、プランに基づいた着実な施策の実施を図っていくこととします。

岩手県県土整備部都市計画課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1
電話 019-629-5891 F A X 019-629-9137
E-mail ag0007@pref.iwate.jp